

目 次

平成28年 9月13日（火曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員	1 頁
○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員	1 頁
○議会事務局出席者	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第 2 会期の決定	3 頁
○諸 般 の 報 告	4 頁
○日程第 3 行政報告	4 頁
○日程第 4 一般質問	8 頁
6 番 戸 澤 義 典 君	8 頁
9 番 坂 田 美 栄 子 君	20 頁
12 番 中 嶋 す み 江 君	29 頁
4 番 上 杉 晃 央 君	40 頁
○散 会 宣 告	46 頁

平成28年 9月14日（水曜日）第2号

○議 事 日 程	49 頁
○出 席 議 員	49 頁
○欠 席 議 員	49 頁
○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員	49 頁
○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員	49 頁
○議会事務局出席者	50 頁
○開 議 宣 告	51 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	51 頁
○諸 般 の 報 告	51 頁
○日程第 2 一般質問	51 頁
3 番 新 鞍 峯 雄 君	51 頁
10 番 吉 住 博 幸 君	60 頁
11 番 橋 本 博 之 君	69 頁
8 番 岡 本 美 代 子 君	80 頁
5 番 稲 垣 淳 一 君	91 頁
○会議時間延長の議決	96 頁

○日程第 2	一般質問	
	5番 稲垣淳一君	96頁
○散会宣言		101頁

平成28年 9月15日（木曜日）第3号

○議事日程		103頁
○出席議員		104頁
○欠席議員		104頁
○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員		104頁
○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員		105頁
○議会事務局出席者		105頁
○開議宣言		106頁
○日程第 1	会議録署名議員の指名	106頁
○諸般の報告		106頁
○日程第 2	一般質問	106頁
	2番 大江道男君	106頁
○日程第 3	承認第12号 専決処分の承認について〔平成28年度美幌町一般会計補正予算（第4号）〕（提案説明、質疑、採決）	115頁
○日程第 4	承認第13号 専決処分の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）（提案説明、質疑、採決）	123頁
○日程第 5	議案第62号 工事請負契約の締結について（美幌町民会館改築建築主体工事）（提案説明、質疑、採決）	124頁
○日程第 6	議案第63号 工事請負契約の締結について（美幌町民会館改築電気設備工事）（提案説明、質疑、採決）	125頁
○日程第 7	議案第64号 工事請負契約の締結について（美幌町民会館改築機械設備工事）（提案説明、質疑、採決）	126頁
○日程第 8	議案第65号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について（提案説明、質疑、採決）	126頁
○日程第 9	議案第66号 美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（提案説明、質疑、採決）	127頁
○日程第10	議案第67号 美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（提案説明、質疑、採決）	129頁
○日程第11	議案第68号 美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（提案説明、質疑、採決）	130頁
○日程第12	議案第69号 平成28年度美幌町一般会計補正予算	

	(第5号)について(提案説明、質疑、採決) ……………	131頁
○日程第13	議案第70号 平成28年度美幌町国民健康保険特別会計 補正予算(第2号)について(提案説明、質疑、採決) ……………	139頁
○日程第14	議案第71号 平成28年度美幌町介護保険特別会計補正 予算(第1号)について(提案説明、質疑、採決) ……………	140頁
○日程第15	議案第72号 平成28年度美幌町公共下水道特別会計補 正予算(第1号)について(提案説明、質疑、採決) ……………	141頁
○日程第16	議案第73号 平成28年度美幌町病院事業会計補正予算 (第1号)について(提案説明、質疑、採決) ……………	142頁
○日程第17	認定第1号 平成27年度美幌町一般会計歳入歳出決算 認定について(一般会計等決算審査特別委員会付託) ……………	143頁
○日程第18	認定第2号 平成27年度美幌町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について(一般会計等決算審査特別委員 会付託) ……………	143頁
○日程第19	認定第3号 平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定について(一般会計等決算審査特別委 員会付託) ……………	143頁
○日程第20	認定第4号 平成27年度美幌町介護保険特別会計歳入 歳出決算認定について(一般会計等決算審査特別委員会付 託) ……………	143頁
○日程第21	認定第5号 平成27年度美幌町公共下水道特別会計歳 入歳出決算認定について(一般会計等決算審査特別委員会 付託) ……………	143頁
○日程第22	認定第6号 平成27年度美幌町個別排水処理特別会計 歳入歳出決算認定について(一般会計等決算審査特別委員 会付託) ……………	143頁
○日程第23	認定第7号 平成27年度美幌町水道事業会計決算認定 について(企業会計決算審査特別委員会付託) ……………	144頁
○日程第24	認定第8号 平成27年度美幌町病院事業会計決算認定 について(企業会計決算審査特別委員会付託) ……………	144頁
○諸般の報告	……………	145頁
○会議時間延長の議決	……………	145頁
○日程第25	意見書案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施 策の充実・強化を求める意見書について(採決) ……………	145頁
○日程第26	意見書案第9号 「新たな高校教育に関する指針」の見直 しを求める意見書について(採決) ……………	145頁
○日程第27	意見書案第10号 特別支援学校の「設置基準」策定を求 める意見書について(採決) ……………	146頁
○日程第28	意見書案第11号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係 る税制特例の恒久化等を求める意見書について(採決) ……………	146頁
○日程第29	意見書案第12号 農業・農村を崩壊させかねない農政改 革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書につい	

	て（採決）	147頁
○日程第30	意見書案第13号 「米政策改革」の抜本的見直しを求め る意見書について（採決）	147頁
○日程第31	意見書案第14号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確 立に関する意見書について（採決）	147頁
○日程第32	報告第14号 健全化判断比率について（報告完了）	148頁
○日程第33	報告第15号 資金不足比率について（報告完了）	148頁
○日程第34	報告第16号 放棄した債権の報告について（報告完了）	148頁
○日程第35	報告第17号 平成27年度教育委員会の主な事務の管理 及び執行状況の点検・評価の報告について（報告完了）	148頁
○日程第36	報告第18号 例月出納検査報告について（5月～7月 分）（報告完了）	148頁
○日程第37	閉会中の継続調査について（承認）	148頁
○閉会宣言		149頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
承認 12	専決処分の承認について [平成28年度美幌町一般会計補正予算(第4号)]	9月15日	承認
13	専決処分の承認について(損害賠償の額の決定及び和解)	9月15日	承認
議案 62	工事請負契約の締結について(美幌町民会館改築建築主体工事)	9月15日	原案可決
63	工事請負契約の締結について(美幌町民会館改築電気設備工事)	9月15日	原案可決
64	工事請負契約の締結について(美幌町民会館改築機械設備工事)	9月15日	原案可決
65	網走地方教育研修センター組合規約の変更について	9月15日	原案可決
66	美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	9月15日	原案可決
67	美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	9月15日	原案可決
68	美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	9月15日	原案可決
69	平成28年度美幌町一般会計補正予算(第5号)について	9月15日	原案可決
70	平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	9月15日	原案可決
71	平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	9月15日	原案可決
72	平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について	9月15日	原案可決
73	平成28年度美幌町病院事業会計補正予算(第1号)について	9月15日	原案可決
認定 1	平成27年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について	9月15日	一般会計等決算審査特別委員会付託
2	平成27年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月15日	一般会計等決算審査特別委員会付託

議案番号	件名	議決月日	議決結果
認定 3	平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月15日	一般会計等決算審査特別委員会付託
4	平成27年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月15日	一般会計等決算審査特別委員会付託
5	平成27年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について	9月15日	一般会計等決算審査特別委員会付託
6	平成27年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について	9月15日	一般会計等決算審査特別委員会付託
7	平成27年度美幌町水道事業会計決算認定について	9月15日	企業会計決算審査特別委員会付託
8	平成27年度美幌町病院事業会計決算認定について	9月15日	企業会計決算審査特別委員会付託
意見書案 8	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	9月15日	原案可決
9	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について	9月15日	原案可決
10	特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書について	9月15日	原案可決
11	JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書について	9月15日	原案可決
12	農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書について	9月15日	原案可決
13	「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書について	9月15日	原案可決
14	指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書について	9月15日	原案可決
報告 14	健全化判断比率について	9月15日	報告完了
15	資金不足比率について	9月15日	報告完了
16	放棄した債権の報告について	9月15日	報告完了
17	平成27年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について	9月15日	報告完了
18	例月出納検査報告について（5月～7月分）	9月15日	報告完了
	閉会中の継続調査について	9月15日	承認

平成28年第5回美幌町議会定例会会議録

平成28年 9月13日 開会

平成28年 9月15日 閉会

平成28年 9月13日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 一般質問
- | | |
|-----|--------|
| 6番 | 戸澤義典君 |
| 9番 | 坂田美栄子君 |
| 12番 | 中嶋すみ江君 |
| 4番 | 上杉晃央君 |

○出席議員

- | | | | |
|-----|--------|-----|-----------|
| 1番 | 高橋秀明君 | 2番 | 大江道男君 |
| 3番 | 新鞍峯雄君 | 4番 | 上杉晃央君 |
| 5番 | 稲垣淳一君 | 6番 | 戸澤義典君 |
| 7番 | 早瀬仁志君 | 8番 | 岡本美代子君 |
| 9番 | 坂田美栄子君 | 副議長 | 10番 吉住博幸君 |
| 11番 | 橋本博之君 | 12番 | 中嶋すみ江君 |
| 13番 | 古舘繁夫君 | 議長 | 14番 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 美幌町長 | 土谷耕治君 | 教育委員会会長 | 平野浩司君 |
| 農業委員会会長 | 鈴木幸往君 | 選挙管理委員会会長 | 松本光伸君 |
| 監査委員 | 高木清君 | | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|---------|--------|--------|-------|
| 副町長 | 平井雄二君 | 総務部長 | 広島学君 |
| 民生部長 | 高崎利明君 | 経済部長 | 矢萩浩君 |
| 建設水道部長 | 小西守君 | 病院事務長 | 但馬憲司君 |
| 会計管理者 | 植木恒則君 | 事務連絡室長 | 中村敏文君 |
| 総務主幹 | 石澤憲君 | 電算主幹 | 河端勲君 |
| まちづくり主幹 | 露口哲也君 | 政策主幹 | 小室秀隆君 |
| 財務主幹 | 小室保男君 | 契約財産主幹 | 大場正規君 |
| 税務主幹 | 田中三智雄君 | 環境生活主幹 | 佐々木斉君 |
| 児童支援主幹 | 武田孝司君 | 福祉主幹 | 遠藤明君 |
| 健康推進主幹 | 佐藤和恵君 | 社会福祉主幹 | 多田敏明君 |
| 農政主幹 | 渡辺靖行君 | 耕地林務主幹 | 伊成博次君 |
| 商工主幹 | 後藤秀人君 | 観光主幹 | 那須清二君 |

建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	志賀寿君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	田村圭一君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館長	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長	谷川明弘君		
監査委員室長			

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第5回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番稲垣淳一さん、6番戸澤義典さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る9月7日に議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） [登壇] 平成28年第5回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る9月7日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、専決処分の承認2件、議案12件、決算認定8件、意見書案7件、報告事項5件ほかであります。

本日9月13日、第1日目は、まず町長から行政報告があります。その後、一般質問に入りますが、通告順に、戸澤義典さん、坂田美栄子さん、中嶋すみ江さん、上杉晃央さんの4名を予定しております。

第2日目、9月14日は、前日に引き続き一般質問を行います。新鞍峯雄さん、吉住博幸さん、私、橋本博之、岡本美代子さん、稲垣淳一さんの5名を予定しております。

す。

第3日目、9月15日は、前日に引き続き一般質問を行い、大江道男さんの1名を予定しています。その後、議案審議へと入り、承認第12号専決処分の承認から、認定第8号平成27年度美幌町病院事業会計決算認定についてまでを審議します。

平成27年度各会計決算認定については、一般会計等及び企業会計の決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、閉会中の継続審査といたします。その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しております。

次に、本定例会において、意見書の提出を求める要請・陳情を7件受理しておりますので、その取り扱いについて報告いたします。

北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から、森林・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択の要請、ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会から、新たな高校教育に関する指針の見直しを求める意見書採択の陳情及び特別支援学校の設置基準策定を求める意見書採択の陳情、美幌地区連合会から、J R北海道・J R 四国・J R 貨物に係る税制特例の恒久化を求める意見書採択の陳情、美幌町農民同盟から、農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書採択の陳情及び米政策改革の抜本的見直しを求める意見書採択の陳情及び指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書採択の陳情、以上の7件につきましては、それぞれ意見書案を作成し、本定例会において審議することといたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日、9月13日から9月15日までの3日間といたします。

なお、審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び行政職員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。慎重なる審議

に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応を申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から9月15日までの3日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、鈴木農業委員会会長、明日以降、松本選挙管理委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君） 〔登壇〕 本日、ここに平成28年第5回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄贈についてであります。

去る7月13日、町内仲町1丁目141番地にお住まいの大原功造様並びに町内稲美68番地にお住まいの大原満様から、大原マサ子様が、生前町にお世話になったことから、各種業務に役立てていただきたいと、軽トラック1台104万円相当を、8月3日に札幌市豊平区にお住まいの岸本希久子様から、博物館活動に役立てていただきたいと、御主人で画家であります、故岸本裕躬様制作の絵画4点を御寄贈いただいたところであります。

これらの御厚志をありがたくお受けし、御主旨に沿って活用してまいります。

第2に、美幌町スポーツ奨励賞の表彰並びに本町出身スポーツ選手の活躍についてであります。

このたび、8月19日から20日にかけて、横浜市で開催されました第32回全国小学生陸上競技交流大会において、美幌陸上クラブ所属で東陽小学校6年生の山田楓河君が、6年男子100メートルで優勝というすばらしい成績を上げられました。山田君は、昨年の第31回大会において、5年男子100メートルで優勝しており、連覇という偉業をなし遂げられました。このことは、陸上関係者はもとより、本町にとって大変名誉なことであるとともに、本町のスポーツ振興に多大な貢献をされたことから、去る9月3日に美幌町表彰規則に基づき、スポーツ奨励賞の表彰を行ったとこ

ろであります。

また、8月7日から21日にかけて、兵庫県西宮市で開催されました第98回全国高校野球選手権大会において、美幌北中学校出身で、北海高等学校野球部3年の小野雄哉君が、1番ショートの主力選手として出場し、同校の決勝進出に大きく貢献いたしました。決勝については、栃木県代表作新学院と戦い、惜しくも敗れはしましたが、その活躍によりチームを準優勝に導きました。小野君の活躍についても、本町の青少年に夢と希望を与え、スポーツ振興に多大な貢献をされたことから、美幌町表彰規則に基づく、スポーツ奨励賞を贈呈すべく検討を図ってまいりたいと考えております。

このように、美幌町の子供たちの輝かしい活躍は、町民にとって大変喜ばしく明るい話題であり、今後ともさらなる御活躍を町民の皆様とともに御期待申し上げるところであります。

第3に、平成28年8月台風に伴う被害状況等についてであります。

去る、8月17日から18日にかけて、台風7号が通過、また19日からは、北海道付近に停滞していた前線に向かって、暖かく湿った空気が流入したため断続的に雨が続き、その前線が停滞する中、台風11号が21日に、さらには台風9号が23日にそれぞれ通過をいたしました。

前線や次々と上陸した台風の影響により、17日夕方から23日昼前にかけて、暴風と大雨により大荒れの天気となり、21日午前9時から午前10時までの降水量が21.5ミリメートル、17日から23日までの総降水量は231.5ミリメートルを記録しました。

それぞれの被害状況等ではありますが、まず台風7号については、17日午前11時20分に大雨・洪水警報が発せられたことから、午後1時にしゃきっとプラザを臨時避難所として開設、午後3時に美幌町台風

第7号災害対策本部を設置し、防災対応に当たりましたが、午後7時40分に網走川の水位が氾濫注意水位を超え、午後8時40分には美幌川において氾濫注意水位を超えました。この間、町内樋門9カ所でポンプ46台、開発ポンプ車1台により浸水被害の防止を図ってきたところでもあります。

台風7号による被害状況といたしましては、農作物被害が3.1ヘクタール、営農施設被害が12棟、倉庫や格納庫の被害が4棟となっております。

公共施設につきましては、柏ヶ丘運動公園内照明灯の断線、日並浄水場屋根破損等となっております。

台風7号に関しましては、17日午後10時59分には大雨警報が解除され、また、18日午前11時16分には洪水警報も解除されたことから、午前11時30分に美幌町台風第7号災害対策本部を解散、同時に臨時避難所を閉鎖しました。

なお、台風7号により臨時避難所を利用された方はおりませんでした。

次に、8月19日から23日にかけての前線と台風11号及び台風9号による影響ではありますが、8月20日午前11時33分に大雨警報が発令されたことを受け、午後4時に美幌町平成28年8月台風災害対策本部を設置するとともに、しゃきっとプラザを臨時避難所として開設、町民の自主避難に備えたところでもあります。

被害状況等ではありますが、20日午後9時に美幌川の水位が、避難判断水位に近づいてきたことから、日の出地区311世帯642人に避難勧告を発令するとともに、美幌中学校を指定避難所として開設したところでもあります。

この間、町内樋門10カ所でポンプ49台及び開発ポンプ車2台を稼働するとともに、消防団員延べ69名などによる土のう作製などの水防活動を行い、住宅への浸水被害防止を図ったところでもあります。

21日午後1時には、美幌川の水位が氾

濫危険水位に近づいたことから、日の出地区に避難指示を発令するとともに、役場職員による臨戸訪問を行いながら、避難所へ誘導したところでもあります。

避難所へ避難された117名の皆様には、不安なまま避難所で一夜を過ごすこととなりましたが、人命にかかわる被害はありませんでした。

22日午前0時20分には大雨警報が解除され、午前5時12分には洪水警報も解除されたことから、午前6時に避難指示を解除し、指定避難所的美幌中学校を、あわせて閉鎖をしたところでもあります。

しかし、避難指示を解除した後も台風9号の上陸により、断続的な雨が降り続いたことから、午後5時には職員により日の出地区へ注意喚起の臨戸訪問を行い、美幌中学校を避難所として再び開設し、しゃきっとプラザとあわせて町民の自主避難に備えたところ、午後9時33分には大雨・洪水・暴風警報が発令され、自主避難をされた町民の方々が16名となりましたが、人命にかかわる被害は発生いたしませんでした。

23日午前11時36分に大雨・洪水・暴風警報の解除に伴い、午後0時15分に美幌町平成28年8月台風災害対策本部を解散するとともに、避難所についても閉鎖をしたところでもあります。

被害につきましては、家屋の床下などの浸水被害の報告は受けておりませんが、日の出地区の希望者30世帯においては、伝染病予防のため敷地冠水などの消毒を実施しております。

土木被害につきましては、町道の道路洗掘などが46カ所、河川の護岸洗掘や法面崩壊が5カ所、林道の法面崩壊などで4路線12カ所が確認されており、現在復旧に全力を挙げているところでもあります。

公共施設被害につきましては、網走川河畔公園敷地の土砂や流木の堆積により、パークゴルフ場を初めとした各施設利用への

影響も出ております。また、峠牧場における法面崩壊、送水管路や牧場内道路陥没などの被害も出ているところでもあります。

農業被害につきましては、法面崩壊などの農地への被害が複数カ所で確認されているほか、農作物被害が32.79ヘクタールなどとなっております。

これらの被害につきましては、今後その状況が明らかになるにつれ、件数等が増加するものと考えております。

被災された皆様に対しまして、ここに改めて心からお見舞いを申し上げる次第であります。

こうした被害に対し、町といたしましては、直ちに町道などの応急処置に当たっており、町民の方々の生活に支障を来すことなく、対応を図ってまいりたいと考えております。また、災害復旧事業の対象となるものについては、遅滞なく国に要請を行ってまいり所存であります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第12号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第4号）については、平成28年8月台風による大雨災害対応のため急を要したこと。

承認第13号損害賠償の額の決定及び和解については、本年2月29日に町道30号道路で除雪中に発生した事故にかかわる損害賠償の額及び和解について、交通事故賠償金の支払いのため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第62号は、美幌町民会館改築建築主体工事について、議案第63号は、美幌町民会館改築電気設備工事について、議案第64号は、美幌町民会館改築機械設備工事について、それぞれ入札結果に基づき契約することについて、議決をいただきたいのであります。

規約の変更について。

議案第65号網走地方教育研修センター組合規約の変更については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育長の設置及び任期、文言などの整理が生じたことから、規約を変更しようとするものであります。

条例の改正について。

議案第66号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法の改正に合わせて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第67号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法の改正に合わせて、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第68号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、建築基準法施行令の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、所要の改正を行おうとするものであります。

平成28年度各会計補正予算について。

一般会計の主な内容としては、まちづくり参画プロジェクト補助金として63万4,000円、予防接種法改正に伴うB型肝炎予防接種委託料として96万8,000円、平成27年度障害者自立支援給付費返還金として813万2,000円、稲都福梅地区

農地整備事業分担金の追加として400万円などの補正を行おうとするものであります。

特別会計及び企業会計の主な内容としては、国民健康保険特別会計については、平成27年度療養給付費負担金の額の確定による国庫負担金などの返還金を、介護保険特別会計については、平成27年度介護給付費、地域支援事業費などの精算による国庫負担金などの返還金を、公共下水道特別会計については、平成27年度終末処理場水処理設備更新事業費の精算による国庫補助金の返還金を、病院事業会計については、医師住宅用消耗備品費などの追加を行おうとするものであります。

決算認定について。

平成27年度一般会計、特別会計及び企業会計の全会計について、監査委員による決算審査が終了いたしましたので、議会の認定を賜りたいのであります。

報告事項について。

報告第14号健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

報告第15号資金不足比率については、公営企業に係るもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

報告第16号放棄した債権の報告については、美幌町債権管理条例第7条第2項の規定に基づき報告いたします。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

6 番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君）〔登壇〕ただいまから、戸澤が、障がい者福祉行政、空き家等対策及び公共施設整備の3項目について一般質問をさせていただきます。

事前に通告しておりますが、まず第1項目めといたしまして、障がい者福祉行政について。

その第1点目は、居住系サービスの現状と今後の考え方について。

第4期美幌町障がい福祉計画第3章第3項居住系サービスのうち、共同生活援助において、第4期計画の計画値が、平成27年度が48、平成28年度が51、さらには、平成29年度が54となっています。また、サービス見込み量の確保方策として、積極的な参入を図るための環境づくりと、資源の提供による支援とあります。

本福祉計画には、障害者当人とそれを支える事業所の方々のアンケート結果も記載されています。障害者当人としては、共同生活援助の制度を知らなかったが87名、14.8%、ちなみに無回答58.7%、今後利用したいかの質問では、利用したいが39名、6.6%、無回答93.4%となっています。

また、事業所アンケートでは、①現在不足していると感じているサービスや施設、あるいは②将来、1～3年以内に必要と感じているサービスや施設の回答で、いずれもグループホームやケアホームを挙げています。

そこで質問ですが、計画値の数字の現状及び環境づくりと資源提供支援の現状について、また本計画では、あくまでも民間施設を活用した支援と認識しておりますが、公営住宅の活用など、行政が直接関与して

いく考えの有無を含めまして、今後の共同生活援助の考え方についてお聞かせください。

次に、障がい者福祉行政の2点目として、障害児の通学支援について質問いたします。

さきの第4期美幌町障がい福祉計画のアンケートにおいて、「網走養護学校に通っているのですが、心臓や膝臓の持病があるので、寄宿舎に入れていません。毎日の送迎が大変なので、週に何回かでもいいからスクールバスの送迎車を出してほしいです」と意見がありました。

また、私自身も障害児を持つお母さん方とお話をする機会があった折、「網走養護学校の寄宿舎に入っているものの、毎週金曜日に迎えに行き、月曜日にはまた連れて行く。たまには用事で送迎できないときもある。農村地域にはスクールバスがあるのに、なぜ呼人までスクールバスを出せないのか」という意見もありました。中には、中標津の学校まで送迎しているお母さんもいました。

このような観点から、障害児に対する通学支援の現状と今後の考え方についてお聞かせください。

次に、大きな2項目めとしまして、空き家等対策について。

空き家等対策の現状と今後の考え方について。

空き家等対策については、過去にも数多くの先輩議員の方々が質問しておりますが、その多くが条例制定の提言でありました。平成26年11月27日、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布をされ、平成27年2月26日に一部施行、平成27年5月26日には全面施行されました。

その中で、市町村の責務の第4条には、空家等対策計画の作成、空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとするがあります。

また、平成28年4月1日総務省・国土交通省告示第3号の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針においても、市町村の役割が記述されております。

それら法律・指針を踏まえ、空き家等対策の現状と今後の考え方についてお聞かせください。

最後に、3項目めとしまして、公共施設整備について。

その1点目として、特定空き家等に準じた公共建築物の整備について。

空家等対策の推進に関する特別措置法において、特定空家等とは、①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等と定義されています。また、国または地方公共団体が所有し、または管理する建築物等は除かれています。

しかしながら、町が管理している建築物等にも特定空き家等に準じた建築物等があると思われそうですが、その現状と対策についてお聞かせください。

そして最後、2点目は、公民館等の整備について。

町内には、何カ所か旧保育園等を利活用した公民館等がありますが、柵が壊れ、壁が壊れ、屋根の塗装も薄くなるなど、ほとんどの施設が老朽化著しい状態と認識しています。

それら施設の整備計画についてお聞かせください。

また、旧美幌中学校北側と旧美英福祉寮の西側に上水道施設があります。柵が老朽化し、自由に人が出入りできる状態にあります。

特に、旧美中北側の施設は雑草だらけで手入れしたような形跡はありませんが、そ

れら上水道施設の整備状況についてもあわせてお聞かせください。

以上、3項目5点についてお伺いいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 戸澤議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

障がい者福祉行政についてのうち、(2)障害児の通学支援については、後ほど教育委員会から答弁させていただきたいと思っております。

初めに、障がい者福祉行政について。

居住系サービスの現状と今後の考え方についてであります。障害者の方々は年齢や障害の程度、生活状況がさまざまありますが、住みなれた地域で安心して生き生きと自立した生活が送れるよう、地域社会全体で障害者を理解し、支え合うことが大切であります。

本町におきましても、平成19年3月に策定した美幌町障がい者計画の基本理念である、「誰もが安心して、生き活きと暮らせるまちへ～自ら考え行動し、ともに支え合うまちを目指して～」に基づき、地域社会との共生を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、自立と社会参加の実現を図りながら、障害福祉サービスの提供に努めている状況であります。

お尋ねの、計画値の数字であります。共同生活援助（グループホーム）の平成27年度利用者数は52名で、町内7名、町外45名、平成28年度については、8月末現在で50名、町内7名、町外43名となっております。また、環境づくりと資源提供支援の現状といたしましては、相談者から求めがあった際の情報提供を行っております。

一方、公営住宅では、原則単身者は60歳以上でなければ入居できませんが、障害者の方は年齢要件がないため、これまでも条件に合った公営住宅に入居されておま

す。

このように、行政はソフト事業のかかわりを保ちながら、ハード事業は後方支援により民間活力で進めてまいります。このため、施設整備において、町が直接関与することは考えておりませんので、御理解賜りますようお願いをいたしたいと思います。

次に、空き家等対策について。

空き家等対策の現状と今後の考え方についてであります。

初めに、本町の空き家等対策の現状であります。措置法や指針の中に、市町村内の関係部局による連携体制の整備について示されておりますが、空き家対策を進める上で、防災や防犯、衛生面・景観などと多方面からの検討が必要であることから、措置法が全面施行された直後に、関係する部署7グループと消防本部による会議を開催したところであります。この中で、空き家の相談事例や情報交換、町民からの相談対応の窓口、内部調整の確認をいたしました。

なお、法第6条、7条に基づく、空家等対策計画の作成及び実施に関し、協議を行う協議会は組織をしておりません。

しかし、今後におきましては、措置法や指針からも、地域の実情に応じた空き家などの有効活用を図ることや、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等に必要な措置を講ずることが重要になってくると考えますので、空き家の実態状況や特定空き家の該当可否などの調査を図りながら、空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設整備について。

特定空き家等に準じた公共建築物等の整備についてであります。

各公共施設につきましては、所管する部署により管理を行っているところでありますが、行政財産として特定の用に供していたものが、その用途を終え、用途廃止したものににつきましては、普通財産として管理

しており、一部の施設につきましては、書庫・物置・倉庫として利用しているところでもあります。

現在、町で管理しております空き家で、特定空き家などに該当するような空き家はないと考えているところでありますが、老朽化が進んでいる現状であり、今後、周辺等への影響に配慮し、老朽度合い、危険度などを注視しつつ、管理してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、公民館等の整備についてであります。町が所有する集会室の中には、建築後40年以上を経過する古い施設も含まれております。旧保育園を利活用した集会室は、仲町中央集会室の1カ所のみであります。他の集会施設箇所も含め、毎年建物や外構箇所を点検・見回りなどの実施をしております。急を要する修理修繕はその都度実施し、また、施設の老朽化に伴う屋根や柱など躯体に関係する大きな修繕が必要な集会室は、全体から優先度を総合的に見きわめながら実施しております。

次に、旧美英福祉寮西側の水道施設については、平成12年に設置した有刺鉄線の柵がありますが、老朽化が著しく、また施設の安全を図るため、今年度、ネットフェンスに更新すべく工事を発注済みであり、9月末ごろに完了を予定しております。

また、旧美幌中学校北側の水道施設であります。低区配水池として昭和29年に1池、昭和34年に1池を整備し、計400立方メートルの容量で使用してまいりましたが、老朽管の更新による管網整備が進んだことにより、不用となったため、平成5年10月をもって廃止し、現在に至っております。

また、隣接の倉庫につきましては、給水タンクや管路維持用資材を保管する資材倉庫として現在も使用しているところでありますが、御指摘いただきました水道施設につきましては、施設の整備や草刈りによる

環境保持になお一層努めてまいりますので、御理解いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁させていただきます。

障害児の通学支援についてであります。障害のある児童生徒が、町外の特別支援学校に通学している状況につきましては、網走養護学校では、町内在住の児童生徒7名が在学し、うち6名が寄宿舎から通学、1名が在宅で訪問教育を受けており、児童生徒の体調や家庭事情などにより、美幌町から通学する場合もあるとお聞きしております。また、北見支援学校では、1名の生徒が在学し、美幌町から通学をしている状況にあります。

障害のある児童生徒の特別支援学校への就学については、その特殊事情に鑑み、就学する児童生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、その家庭の経済状況などに応じて、就学のために必要な経費について、特別支援教育就学奨励費により助成しており、各養護学校は北海道立であることから、北海道が国の助成を受けて、その経費の一部を助成しております。

障害のある児童生徒の通学の支援につきましては、この特別支援教育就学奨励費により、通学費や寄宿舎からの帰省費などを実費補助しているところであり、今後につきましても、この制度を活用していただきたいと考えております。

なお、当町のスクールバスについては、原則学校が統合した区域で、他の公共交通機関がない地区を対象に運行していることから、町外への運行につきましては、困難であると考えますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それではまず、障がい者福祉行政のうち、居住系サービスの現状と今後の考え方について再質問をさせていただきます。

まず、共同生活援助、いわゆるグループホームの利用者ですが、27年度52名（町内7名、町外45名）、28年度は8月現在で50名（町内7名、町外43名）とありましたが、町外というのは、町外のグループホームを利用した人ということでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） そのとおりでございます。町外のグループホームを利用している人数でございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 町外のグループホームを利用したということで、町外施設を利用した人の理由というのはわかりますか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 詳しくは承知しておりませんが、就労の場所だとか、本人の希望だとか、さまざまな要因があって、そちらのほうに入居しているというように認識しております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 逆に言えば、町内いずれも7名となっておりますけれども、町内には7名の受け入れ施設しかないということではよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今現在、町内には3施設12戸の施設がありまして、美幌町内に居住している人が7名ということですが、町外の方もうちの施設を利用しているという状況にあります。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

ん。

○6番(戸澤義典君) 3施設12戸ということで、町外者も利用している。そして町内者が7名ということで、要するに町外者が5名利用しているということになると思うのですけれども、町外を利用している45名、あるいは43名は、利用者の町内施設の利用というニーズ、町外を利用している利用者の町内の施設を利用したいというニーズはないのでしょうか。

○議長(大原昇君) 民生部長。

○民生部長(高崎利明君) そちらのほうまでは、承知していない部分もありますけれども、先ほどお話ししたように、希望者の意向を踏まえまして、それぞれの施設に入居していただいているという部分がありますのと、美幌の施設に町外の人が入っているというのも、多分町内に就労の場が近くにあるというような理由からだというように考えております。

○議長(大原昇君) 6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) それでは、町外施設を利用している方は、送迎が大変だと思うのですけれども、親御さん等から、それらの相談があったことはありますか。

○議長(大原昇君) 民生部長。

○民生部長(高崎利明君) そのような相談というのは、こちらで直接聞いたことはございません。

今ありました43名の内訳につきましては、管内がほとんどで、北見・網走・遠軽です。

あと、管外に出ていく利用者がありますが、町ではそういう要望については直接伺ったケースはありません。

○議長(大原昇君) 6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) 第4期美幌町障がい福祉計画は、平成27年3月に作成されています。その中の各種アンケートについては、平成26年6月から7月の間に行わ

れております。

かれこれ2年が過ぎているのですけれども、障害者等、あるいは事業所関係者からもグループホームの必要性が挙げられていますけれども、この2年間、その要望に応えるために何をやってこられましたか。

○議長(大原昇君) 民生部長。

○民生部長(高崎利明君) アンケート結果につきましては、こちらに記載のとおり、戸澤議員がおっしゃるとおりでございます。アンケートをとった後、毎年、美幌町の障害者自立支援協議会などの関係機関が入っておりますけれども、そういう中で、今言った入居施設の状況等の報告、入居状況だとか利用状況の報告を行い、関係者から意見をいただいているという形でございます。

○議長(大原昇君) 6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) それでは次、積極的な参入を図るための環境づくりと資源の提供による支援の現状で、相談者から求めがあった際の情報提供というように回答をいただきましたけれども、随分消極的な回答だという印象を受けました。この文章を読んだときの私のイメージとしては、町の土地を無償で提供するから、あるいは固定資産税を10年間無料にするから、何とか美幌町内にグループホームを建設していただけないかなどの交渉を民間企業等にお願いすることかと思いました。

もう一度伺います。積極的な参入を図るための環境づくりとは具体的にどのようなことなのでしょうか。

○議長(大原昇君) 民生部長。

○民生部長(高崎利明君) ただいまの部分でございますけれども、今言いましたように、事業者への情報提供をいろいろなアンケートだとか、これからの計画、利用状況等の情報提供を含めまして、事業者からそのような相談があった場合につきましては、今おっしゃったように、過去に町有地

の無償貸与、無償譲与という形をとっておりますので、今後につきましても、そういう事業者の希望に沿った相談に乗っていくという形で、あった場合は積極的にそういう協議を行っていくという考えでありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それでは、資源の提供による支援とは、具体的にはどのような支援なのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今おっしゃった部分も含めまして、さまざまな情報の提供、あとアンケート結果等につきましても、利用者状況の提供だとか、今後の見込みについての情報提供を含めまして、民間事業者等の参入を図るための環境づくりに努めるということで、NPO法人等による施設整備につきましても、相談がありましたら、そういう情報を行うとともに、希望者に沿うような――何を求めているか、先ほどおっしゃったように、用地の情報提供なのか、そういうものも含めまして、さまざまな要望に対して協力をしていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 障害を持つ児童のお母さん方とお話をする機会がありました。そのとき、各お母さん方が口々に言っていたのは、「私が老いて、あるいは亡くなって子供が1人になったときにどうしよう」という危機感でした。「障害者同士が助け合って生活できるような施設があったらいいな」というお話もありました。

障害の程度により、大きく異なってくると思いますけれども、ある程度自立できる、障害者が入居できるよう見守りの人が常駐しており、何かあったときには、関係機関にすぐ通報できる環境がある施設、それも低価格で入居できる施設が必要なので

はないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの部分で、さまざまな部分、不安もあると思いますけれども、今現在、美幌町の障がい者計画が本年度で計画が終了するという形でありまして、平成29年度から平成38年度の10カ年を計画とする美幌町の第2期障がい者計画の策定に向けまして、今、美幌町障害者自立支援協議会などの関係者と計画策定に向けて取り組んでいるところでありますし、また、来年度には、平成30年度から32年度の3カ年の第5期障がい者福祉計画の策定に向けて、同じように障がい者アンケートの実施など、来年行うことを考えておりますので、関係者からの御意見だとか御提案をいただきながら、障害のある方が自立した日常生活を営むことができる計画を策定し、実行していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 施設整備に町が直接関与することは考えていないということでしたが、例えば、美園等の公営住宅の建てかえがあるかどうか承知はしておりませんが、そういった建てかえる機会に、1階部分を障害者専用にするとか、何らかの対策を講じることができるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 公営住宅を建て直す、あるいは改築するときに、こういった障害者の皆さんの施設をつくってはどうかというお話だと思いますが、今のところ、公営住宅を改築するという計画は持ち合わせておりませんが、LSA、ライフ・サポート・アドバイザーという、人を配置して、旭団地にはそういう施設も実は

あります。これは、高齢者向けの施設でありますけれども、日常的に常駐して、さまざまな相談を受けたり、話し相手になったり、そういう施設がありますので、そういったものの拡大ができるかどうかも含めて、今後検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） ハード事業は民間活力で進めるということであれば、民間活力を進めるための町としての役割といたしますか、方向性といいますか、どのように民間活力を後押ししようとしているのか、あればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 基本的には、福祉施設は従来とも民間にお任せできるところは民間でやっていただくというようなことで取り進めてきております。

また、障害を持たれている方の施設も、グループホームも今回新たに発注される場所もあると聞いておりますので、そういうところには、我々が持っている土地で、将来利用する用途が決まっていらないものについては、買っていただくなり、そういったことで支援をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 土地の用途を、買っていただきたいというよりも、ぜひ後押しするのであれば、無償提供するとか、何らかの処置のほうが民間はやりやすくなるのではないかと思います。

時間がありませんので、次の質問に入らせていただきます。

次に、通学支援について質問をさせていただきます。

特別支援教育就学奨励費による通学支援と御回答をいただきましたけれども、この奨励費の給付を受けているからそれでいい

ということではないと思います。

有償・無償にかかわらず、実際に養護学校から自宅まで、あるいは自宅から養護学校まで、親御さんが付き添わなくても通学できる手段があるかないかが重要であり、次の段階として、自己負担を軽減させる方策が必要ではないか考えます。

そこで、親御さんが付き添わなくても通学できる手段は今何かございますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど土地を買っていただきたいというお話をさせていただきましたけれども、つい最近議決をいただいた療育園が行うグループホームについては、建物が建っていて解体費の部分を除いていくと、結果的に0円だったというようなことで、基本的には買っていただくということになると思います。基本はそこなのですが、ただ相手とのいろいろな交渉事もありますので、その点については、個々の判断に委ねられるのかと、そのような思いであります。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今の通学の方法としては、実態としては、親御さんとか親族の方が、送迎しているのが実態だと理解しております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 親御さんか親族ということで、あとはタクシーくらいしかないということです。通常のタクシー料金であれば、美幌から呼人まで6,000円から7,000円くらいかかります。介護タクシーであればもっと割増になりますし、ガイドヘルパー、介助員の関係上、この介護タクシーが利用できるかどうかもわかりません。まして、この特別支援教育就学奨励費は、2分の1は自己負担だと認識しております。

また、タクシー代が適用されるかどうかも疑問だということで、例えば介護タクシ

一を利用したとして、特別支援教育就学奨励費の給付だけで十分だとお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 実態として、今御質問のとおり、それが足りる足りないかというよりも、今の送迎の大変さをどうするかという、総体的なお話だと思います。それを通学支援ということで、教育の側面から考えていくのは、私はなかなか難しいと思っています。

例えば、通学支援としてスクールバスを出したらということを考えますと、その車にしても特殊車両になりますし、なかなか難しいと。実際に、美幌町内の中でも肢体不自由の児童については、お話して親御さんに送迎していただいているというようなことがあります。

ですから、今回の部分については、できれば、私は地域全体として、言うならば、障害者福祉という全体の中で、こういう大変さをどうカバーするかということを論議するなり、そのサポート体制をどうするかとか、それに対する支援をどうするかということを考えていったほうがいいのではないかと考えています。

ただ、子どもがかかわっているのは教育という面なので、今言っている全体のことまで論ずるのは私の立場ではないので、考え方は、実態としては先ほどお話ししている状況でありますけれども、それをどうしていくかというのは、繰り返しますけれども、地域全体で考えていっていただきたいと思えますし、それにかかわる教育の部分があれば、協力していきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 第4期美幌町障がい福祉計画の移動支援事業、26ページに記載しておりますけれども、ここで通学・通勤・通所といった恒常的な利用となるも

のは対象外となっております。

名古屋市とか、移動支援事業に通学を対象としている自治体もあります。

この通学を対象外とした理由が、もしあればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 今調べているので少し待ってください。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今の質問については、後ほど回答をいただきたいと思えます。

先ほど、町内の通っている児童・生徒にも、親御さんが付き添って行っているということでしたけれども、そのような親御さんから、その通学支援について、何か相談とか要望されたことは今までなかったのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 具体的に要望をされた部分はあります。大変だということはお聞きしました。ただ現実として、今のスクールバスが、例えば車いす対応になっておらず、健常者に対応する車になっております。ですから、そのために特殊車両として車いすを乗せられるとか、改造をしてバスを用意するということまではできないという実態をきちんとお話しさせていただいて、それで今の状態とすれば、そういう実費でかかるお金しか国の制度では出せないのですけれども、それに基づいてのお願いをして、今学校に通っていただいているという状況でございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） いろいろ今の実態を説明して、一応納得されているという理解をいたしました。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 遅くなりまして大変申しわけございません。

通学・通勤・通所といった部分が認められていないという部分につきましては、障

害者支援制度の中で認められていないということでございますけれども、今現在、知的障害者・精神障害者につきましては、行動支援という形で認められています。それと身体障害者の中でも、視覚障害のある方については同行支援ということで、こちらの分については認められるかと思うのですが、どの程度の障害なら認められるかというのは、今資料を持っておりませんが、今言ったように、同行支援と行動支援で一部認められている部分がありますけれども、通学・通勤の今言った部分では認められると考えておりますが、その他の部分については認められていないという形になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それは上の規則で認められていないというような受けとめ方をしたのですけれども、でも実際にそれを認めている自治体もありますので、それは上の規則を破っているという認識なのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） あと、支援事業ということで、独自に認めている部分もありまして、美幌町の場合、美幌町の移動支援事業実施要綱の中で、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出だとか、通年かつ長期にわたる外出については、対象としないとしている部分もありますので、独自に移動支援事業の中で認めている町村もあるのか承知はしておりませんが、そういう部分で該当させているところもあるのではないかと思います。ちょっとそちらの部分については確認しておりませんが、御了承願いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今の部分で納得できないことが多々あるのですけれども、時

間の関係上、次の質問に入らせていただきます。

次に、空き家等対策の質問に移らせていただきます。

冒頭に申しましたとおり、過去にも先輩議員の方が、空き家等対策について質問をしております。今回御答弁のありました空き家の実態把握や、特定空き家の調査については、ある程度行っているのではないかと考えております。

平成26年3月の定例議会の新鞍議員の答弁では、美幌消防署による火災予防上、必要な指導を実施しており、平成25年9月現在で23戸を調査し、うち4戸を指導したとあります。また、平成24年度との比較では、調査戸数で8戸の増、指導戸数で1戸の減と答弁されております。

このように、趣旨は違うにしろ、毎年度空き家等について調査はしていないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、戸澤議員がおっしゃいましたとおり、美幌消防で、27年の10月1日も調査を実施しております。

ただ、今回、法律でいっている特定空き家を含めた空き家とは定義が少し違うと思っておりますけれども、27年10月1日現在で、消防のほうでは空き家45件を対象として調査を実施しているところでございます。その中で、要観察が22件と、要指導件数が7件ということになってございまして、これは火災予防の観点から調査を実施しているということで、この調査については、毎年度、新規分も含めて、美幌消防署で調査を実施しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 趣旨は違うけれども、火災予防上掌握がされているということでしたが、御答弁の中で、空き家対策を

進める上で、措置法が全面施行された直後に、関係部局等と会議を開催したということでしたけれども、一番最初に行った会議はいつで、何を議題とした会議だったのか、またその後の会議の開催状況についてもお聞かせください。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君） 開催されました日付ですけれども、昨年6月5日でございます。その中身につきましては、空き家の、国におけます動向の確認、町内におけます空き家の状況、町に寄せられました相談事例等、役場の役割等の確認としまして相談窓口ですとか調整窓口を今後どうしたらいいかというような項目について、打ち合わせをさせていただきました。この会議につきまして、その後は、全体的な会議はまだ開催されておられません。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 措置法が全面施行されてから1年以上が過ぎております。空き家等対策の計画も作成していない、協議会も組織しない、法的にこの計画作成も協議会の設置も努力義務ですから、別に計画を作成、協議会を組織する必要はないのですけれども、それでは町として、措置法に基づいてどのように空き家等対策を行おうとしているのか、行おうとしていたのかをお伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 措置法が施行されまして、1回会議を開催させていただいたところでございます。

今後においては、相当数空き家が増加していくだろうということも視野に入れているところでございますけれども、一方では危険な空き家に対する対策と、もう一つは空き家の利活用をどうするかということについては、あわせて検討を進めていかなければいけないだろうと考えているところでございます。

いずれにおきましても、危険な空き家、倒壊あるいは衛生上有害であるというような空き家については、今後において、まず空き家の実態調査を行うことが必要だろうと思っておりますし、その中でこの法律の中でも書かれております計画の策定、そして協議会の設置というものについては、取り組んでいく必要があるだろうと考えておりますので、いつの時期にこれができるかということについては、なかなか明言するのは難しいことではございますけれども、早い時期に空き家の調査からスタートさせていった中で、空き家が原因で町民の生活に悪影響を及ぼすようなことがないように、取り組みを早急に進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今後は計画を作成、組織する考えはあるということで受け取りました。計画があつて実行が一番適切だろうと思っておりますけれども、措置法という大本の根拠がありますから、実行することは可能だと思いますので、計画の有無にとらわれず、空き家等対策の早期実行を切に願いたいと思います。

実行するためには、現状把握が一番だということに先ほどもおっしゃっていただいたけれども、空き家等対策を進める上で、今後のスケジュールをどう考えているのか、あれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 具体的なスケジュールについては、これは極めて、町内・農村部を含めて、空き家の実態調査をするということになれば、特定空き家の認定基準がございまして、相当数の月数がかかるかと考えております。

また、冬になると周りの環境を含めて、なかなか確認ができないだろうと考えておりますので、そういうことも考慮しながら、極めて早い時期にということしか申し

上げられません。具体的なスケジュール等については、何月までにはこの段階でということはおし上げられないのですが、対策としては必要な対策であろうと思っておりますし、国土交通省においても、この対策に係ります経費、それから事業を含めて、事業化されているところがございますので、それらの利活用も含めて、まずこの計画をつくらなければいけないということも条件に上がっておりますので、早急に対策としては取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 実態把握だけでも大分月数がかかるような御答弁でしたけれども、月日がたてばたつほど特定空き家もふえていくということで、やり方としては、特定空き家だと確認した時点で、すぐ指導をするなりしていけば、実態調査をやってから指導だという話ではなくて、実態把握と指導、あるいは対策、これをやはり同時並行的にやっていけば、ある程度進むのかと思いますので、そういうタイムスケジュールも考えられて、実施していただきたいと思います。

次、公共施設整備の質問に移らせていただきます。

特定空き家等に準じた公共施設の整備について、こういう準じた施設はないということでしたけれども、私がなぜこのような質問をしたかといいますと、民間の特定空き家等を厳しく指導するためには、まず自分を戒めなければならない。いわゆる町が管理する施設に特定空き家等に準ずる施設があっては、民間を指導できないという思いがあります。旧給食センターにしろ、旧美幌中学校にしろ、倉庫等で利用しているとのことですが、いずれ特定空き家等に準じた建物になってくるというように思います。そうならないためにも、今後の処置について早目に考えておく必要があると思

いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議員がおっしゃったとおり、普通財産については相当老朽化をしている施設があるかと考えております。これが年数たつにつれて、修繕を行わない限り、特定空き家になっていく可能性というのは、極めて高いと考えております。

行政として、今、公共施設の総合管理計画を策定中でございますけれども、それらの施設の今後の解体、他用途で使えるかどうかを含めて、総体的に判断をしながら、解体が必要なものについては除却をするという方向で考えていきたいと思っておりますし、その除却後の跡地利用をどうするかということについても、同時に考えていかなければいけないと思っております。

ただ、住民の生命・身体・財産に著しく危険及ぼすような形の公共施設のあり方については、極めて不適切であろうと思っておりますので、それらのことを考慮しながら、対応を図っていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） 今、戸澤議員の質問の中に、町がみずから率先をしてというのは当然だと思います。その上で、民間への指導の効果が出るというのは当然のことでありまして、御存じのように、町の普通財産の中にも、既に用途がなくなったものもありますので、これらの特定空き家レベルになる、ならないは別として、用途がなくなったのであれば、やはり早急に解体なり売却なりするという、処分をするということで進めたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それでは、最後に公民館整備について質問をさせていただきます。

旧保育所は鳥里・仲町・西・南等々の何

カ所かがあると思うのですけれども、最近整備した旧保育所はどこで、いつ、何を整備されたか教えていただきたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 旧保育所となりますと、仲町にありました元の中央保育所が、今、保育所ということでなくて、集会室ということで整備しておりますが、私のほうでは承知しておりません。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 集会室として利用しているのは、仲町の中央保育所というのは認識しております。昔使っていた鳥里とか仲町とか南町の西・南、それぞれ旧保育所があつて、それを自治会あるいは老人会等に町が貸与しているという認識なのですが、それは違うのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今おっしゃられた保育所につきましては、今も季節保育所条例にのっておりますが、休所という形をとっております。それで、北保育所、西保育所、南保育所、美園保育所を含め、定期的に管理人が草刈り等も含めて見回りをして管理をしているということで、もし危険な状況を確認したら、そのときに対応するという形をとっております。ですから、今のところは改めて整備する考えはありませんが、定期的きちんと管理をしているという状況でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 時間が残り2分を切っておりますので、水道施設、先ほどの旧美幌中学校北側の施設、平成5年10月以降使用していないということですが、柵を含めて撤去の計画はないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 旧美幌中

学校の北側の施設でございますが、柵をめぐらして、中に配水池があります。これは使っていないという状況を御説明申し上げました。それで、現在の状況は、旧美幌中学校と一体となり、大木が生えて樹林をなしているという状況があります。

それで、現状から申し上げますと、解体する予定はなくて、フェンスも施錠されています。また、貯水池のふたも施錠をされているということで、管理されておりますので、雑草など生えないように、また、歩道等に雑木が出ないように、適切な管理をしながら、維持をしていきたいと考えているところであります。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 残り30秒ですので、今、博物館では平成28年度の特別展、びほろ昔ばなしを開催中です。その中に、史跡美英尋常小学校跡の碑が出てきます。それこそ、倉庫の真ん中、草ぼうぼうの廃止した水道施設のすぐ北側にあります。特別展を見た人が、小学校の碑を見に行こうと訪れたときに、何だこれと思われないように、早期の整備を要望して、私の質問を終わらせていただきたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。
完結に。

○建設水道部長（小西 守君） ただいま御指摘のありましたとおり、歩道のほうに草が伸びていたりとか、そういう面がありました。9月5日に草刈りなどを実施しておりますが、これからも足りない部分、また、見苦しくないように適正な管理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、6番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時40分といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、3項目について通告してございます。住みやすいまちづくりのために質問をさせていただきますので、明快な御答弁をいただければと思っています。

まず一つ目、町長の政治姿勢についてということで、9月から導入されました新教育委員会制度について質問をさせていただきます。

今回の改革は、2011年に大津市で起こった、いじめ自殺事件を直接のきっかけとして、教育委員会の責任体制の不明確さが強く批判されるとともに、地方教育行政の統治制度のあり方が強く問われる事態となりました。

改革によって教育委員長と教育長が一本化され、教育行政の基本的方針である大綱の策定が、首長の権限となり、従来よりも首長の権限が強化されましたが、美幌町における教育委員会活性化策については、どのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目は、教育行政について。

一つには、小学校における英語教育についてです。

2011年4月より、日本の全ての小学校において、外国語活動として英語が必修化され、それらの授業では、英語の歌やゲームなどを取り入れ、英語を楽しむ、英語に親しむということに力を入れてきました。2020年度の英語教育義務化完全実施に向けて、2018年度から新たな制度が導入されるとの文部科学省の発表があるようですが、美幌町の現状と課題、今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

三つ目は、福祉行政について。

児童虐待の対応についてですが、全国の児童相談所が2015年度に対応した児童虐待の件数が、前年度に比べ16.1%の増、10万3,260件となり、初めて10万件を超えました。道内では、29.4%の増、3,900件で、全国・全道ともに過去最多を更新し続けています。

虐待は、子供の心を傷つけ、親子関係や家庭環境にも重大な影響を与えかねません。気になるのは、子供の前で親が配偶者から暴力を受けるなど、心理的虐待の増加が目立っていることで、表に出ない心理的虐待も相当数に上るのではないかとされています。

子供にとって、本来、安住の場であるはずの家庭で、親の暴力を間近に見たり聞いたりするようでは、子供は恐怖やストレスから逃れられません。大人になって、良好な人間関係が築けなかったり、劣等感や無力感を抱いたりする原因にもなりかねないことが心配されます。

虐待の背景として指摘される貧困問題の解決も図らなければならないと考えているところですが、美幌の現状と取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

以上の3点、3項目、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

2番目の教育行政については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、町長の政治姿勢について。

9月から導入された新教育委員会制度についてであります。今回の法改正により、従来の教育委員会を代表する教育委員長と事務局を総括する教育長を一本化した新教育長を置くこととなったことは、教育行政の責任体制の明確化が図られたものと

考えております。また、同時に首長は、教育長の任免、教育行政の大綱の作成、総合教育会議の主催者になるなど、教育委員会と十分な意思疎通を図ることができ、教育政策の方向性について共有化が図られるものと理解をしているところであります。

御質問の、美幌における教育委員会活性化策についてであります。少人数学級を編制するため臨時教員を任用するなど、町単独で数多くの施策を講じ、児童・生徒の教育環境の整備充実に向け、これまでも、教育長や教育委員会と連携を十分に図りながら、教育行政に当たってきたところであります。

なお、新教育委員会制度のもと、首長が教育行政に一層関与することが求められており、総合教育会議の場においても十分に教育政策について論議を行いながら、引き続き、本町教育の充実に努めてまいります。

次に、福祉行政について。

児童虐待の対応についてであります。平成27年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数の主な増加要因として、心理的虐待が増加しており、児童が同居する家庭内で配偶者に対して暴力がある事案について、警察署からの通告が増加したことが要因とされているところであります。深刻な児童虐待事件が後を絶たず、この問題は社会全体で取り組むべき重要な課題となっているところであります。

美幌町の現状と取り組みですが、本町において悲惨な事故につながるような事例はありませんが、児童虐待の防止に向け、児童虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応を行い、状況により児童相談所に通告して子供の保護や支援、保護者支援を進めているところであります。

具体的には、生後1カ月以内に乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身

の状況や療育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供につなげる乳児家庭全戸訪問事業や育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭やさまざまな原因で、養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師による具体的な養育に関する相談支援を訪問により実施する養育支援訪問事業を行い、発生の予防に努めております。加えて、早期発見・早期対応として、虐待の通告内容により、各関係機関の担当者による要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議を開催し、事案に関する情報交換並びに関係機関の連携協議を行い、支援方針の確立と役割分担を決定し、児童虐待防止に努めているところであります。

また、虐待の背景として指摘されている貧困対策であります。昨年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、北海道が実施主体となり、生活困窮者が抱える虐待を含む多様で複合的な問題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っているところであります。

今後とも、「全ての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章にあるとおり、全ての子供が虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を目指して、民生児童委員を初め、地域住民の方や児童相談所などの関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁させていただきます。

小学校における英語教育についてであります。現行の学習指導要領における小学校の英語活動は、第5、6学年の外国語活動のほか、総合的な学習の時間において各

学校の判断により、国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等が実施されております。その際、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化になれ親しんだりするなど、小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすることとされているところであります。

現在、中央教育審議会において検討されている次期学習指導要領の改訂案では、小学5年生、6年生については、英語科を正式教科にするほか、歌やゲームなどで英語に親しむ外国語活動の開始を3年生、4年生に早めることなどが示され、小学校では2018年から段階的に実施される見通しとなっております。

美幌町の現状としましては、英語指導助手（ALT）を配置し、小・中学校及び教育相談室の外国語活動に随時派遣をしているところであり、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の充実を図っているところであります。

今後の小学校の英語教育の課題として考えられることは、教員の指導力・技術が挙げられますが、英語を指導できる教員をどう確保・育成していくかが課題であると認識しているところであります。また、これからの英語教育では、ALTの活用も大きな役割を担うものと考えておりますので、今後も、ALT事業を継続するとともに、教員の指導力・技術の向上に取り組みながら、英語力の向上、コミュニケーション能力の育成、国際理解教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁させていただきましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。再開は13時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） それでは、2回目の再質問をさせていただきます。

まず、最初は9月から導入された新教育委員会制度について再質問をさせていただきます。

御答弁いただきましたように、現行制度においても、町長は教育委員会の教育委員の任命、予算編成、執行、条例提出権など、教育行政に関する権限を持っていますが、従来と比較すれば、首長の教育行政の関与が容易になったことが特徴として挙げられています。政治的中立性・公平性の配慮や、教育行政への関与のあり方については、大綱と総合教育会議がどう機能するかによって、影響力が変わっていくものと期待をしているものでございます。

大半の自治体では、首長が教育委員会をある程度尊重し、教育長と連携しながら諸施策を進めていると思います。今回の改正法案では、首長が大綱を決定できるようになっていますが、大綱の範囲ははっきりしているのだろうか。また、美幌町でも、最近の美幌新聞で出ておりましたが、新体制の総合教育会議で協議・調整した後、どう進めていくのかということについてもお伺いをしたいと思います。

私が聞きたいのは、首長が大綱を決定できるようになり、その大綱の範囲を決めていくので、その範囲をどのようにすみ分けをしていくのかという点と、それから美幌町でも総合教育会議が設置されておりますので、その協議・調整を今後どのような形で進めていくのかということについてお伺いをしたいという意味で、今、質問をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このたびの改革で、私の権限として総合的な教育の会議の設置ができるということと、大綱を策定で

きるというところが大きな改正点だと思っております。

今御質問の、大綱の範囲でありますけれども、あくまでも、大綱は、美幌町の教育目標である目指す姿をどう実現していくかというところだと思います。従来も、教育委員会と一緒にやってきたという思いはありますので、今後においても、お互い総合的な教育の会議の中で、お互い意思疎通を図るために、さまざまな案件について忌憚のない意見を交わすということが重要だと思いますので、引き続きそういった教育目標の実現に向けた基本方針として大綱がありますので、その実現に向けて全力を挙げていきたいと、そのように思っております。

あと、総合会議のほうも、今、答弁させていただいているように、従来もいろいろな協議は、教育委員会あるいは教育委員長としっかりやってきたつもりでおりますので、引き続き、総合的な教育会議の中でしっかりと意見を交換しながら進めていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただいた意味はよくわかります。

総合教育会議というのは、審議会や決定機関ではないと言われておりますので、その中では首長と教育委員会という対等な執行機関同士で、協議・調整の場に当たるといった意味では理解をしています。その合意をした中で、方針をもとにして所管の事務を執行するということと、私もいろいろ調べさせていただきましたので、その中では、しっかり取り組んでいただけたらと期待をしているところでございます。

そこで、今回の改正で見えてこない、見えづらい制度改革によって、例えば教育現場にはどのような影響を与えるのかということが1点と、それから、教育委員や教員

からは、政策がスピーディーに実現するという評価もされている一方では、協議のテーマとなる現場の声を広く聞く前に方針が決まってしまうのではないかと、反論・反発もあるというように考えられていますので、そのことについても、答弁していただけるものがありましたら、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 教育現場における、どのような影響があるのかということでありまして、もちろん、この改正の背景には、やはり一般的に行政も、教育行政と一体となって展開していかなければいけないというような背景があったと思います。そのような意味で、教育現場にどんな影響があるのかということでありまして、やはり先ほど言いましたように、総合的な教育の会議の中で、しっかりと話をすれば、よりよい効果が私は発揮できるのではないかと、そのように思っているところであります。

あと、現場の声ということでありまして、私がそういう権限を持つ持たないにかかわらず、やはり教育現場としては、子供のことを第一に据え、そして、子供の健やかな発達を第一に考えるのであれば、おのずと答えは出てくるので、教育現場においても、そう混乱することはないのではないかと考えていますので、私は決して暴走しようとは思っておりません。そういった意味で、現場の声もあるのであれば、しっかりと伝えていただければ、我々としては受けとめていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今回のこの改革によって私が期待するのは、やはり首長と教育長が連携しながら、美幌の教育行政についてはしっかりと取り組んでいただきたいという思いで、今回質問をさせていただい

たということでございますので、決していろいろなところで批判をしたりするという意味ではございません。本当に美幌では、今いろいろなところで活躍できる子供たちが育っておりますので、そういう意味においても、今後ますます、そういうところで連携をして取り組んでいただきたいという思いを述べさせていただいて、この質問は終わらせていただきます。

次、小学校における英語教育について質問をさせていただきます。

小学校における英語教育について、これは文科省が2020年から学習指導要領を改訂して、完全実施を目指すということで打ち出されていると思われま

す。日本人は学校で英語を学んだのに、コミュニケーションの手段として使えていない、使えないといった英語教育に批判が根強く残っておりまして、授業の中で実際に英語を使う機会をできるだけふやしたいという、実践的な語学力の習得につなげようという計画の狙いがあったように思います。現状の学校の教育水準を考慮すれば、かなり高め目標設定となっていると言われて

います。小学校への外国語活動の引き下げは、2020年より2年ほど前倒して、2018年度から始まることとなっています。なぜなら、小学校の英語教育は、アジアの非外国語圏でも、日本より先行して日本政府が改革を打ち出した背景にあると感じているから

です。そこで、小学校英語の具体化に向けた動きがありまして、中学年三、四年生での外国語活動については、簡単な内容を聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合う力、外国語でのコミュニケーションを図ろうとする態度などを養うことなどが新しく追加されております。高学年の五、六年生での強化型外国語教育では、読書になれ親しませながら、特に聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝

え合う基礎的な力、相手に配慮しながら外国語でのコミュニケーションを図ろうとする態度を養うことが示されております。いずれにしても、英語教育の課題としては、現況の語学指導助手、ALTだけでは対応できない状況が考えられます。

そこで、教員の技術向上の考え方、それから、町内居住者の活用など、2018年度までの間、具体的な取り組みについて考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 前段の、教育委員会と町が連携をして、しっかりとした取り組みをしてくださいというようなお話でありますけれども、もちろん私をトップとして行政、そして教育長をトップとする教育委員会の連携はもとより、地域あるいは学校現場、さらには家庭、ここと一体となって取り組みをすべきだろうと。そして、その中心にあるのがやはり子供第一ということで、そのことが極めて重要だと思いますので、引き続き教育委員会等としっかりと連携をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思

います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 御質問の、前倒して2018年という部分で、2020年から完全実施という話が出ております。

その間ということで、現状を言わせていただくなれば、やはり教えているのは、それぞれの学級担任の先生方で、それを補助する形でALTが入っているというのが実態であると思

います。文科省というよりも、今回は中教審の中では、先生方の専門性を高めるということを示したり、外部人材の活用という部分を言っております。そう考えますと、当然、ALTも外部人材ということでもありますし、今後、こういうALTの役割、答弁書にも書いておりますけれども、今、小学校・中学校、そし

て相談室にも通って、本当に忙しい状況であります。そういった中でいけば、こういう人材をふやさざるを得ない時期も来るのかなという部分と、町内の英語が堪能な方とか、英語を母国語としている方々の協力なども得ながら進めないと、なかなか難しい状況に来ているのかと思っています。

ただ、今の段階でそれをどう学校の中にシステム化していくかという部分については、中教審の答申が年内に発表され、文科省で年度内に新指導要領の告示をするということだと思いますので、もう少しその状況を見た中で、いろいろ判断をしながら、一つの方策をまとめていきたいとは考えております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、教育長から、今後の取り組みについてということでは、町内居住者の英語の堪能な方も視野に入れて、今後の取り組みの中でどうしていくかということで検討されているということは、十分理解しております。

そこで、全国的に英語教育に関しては、先進的に早くから取り組まれているところもたくさんありまして、多分、教育長のほうがいろいろな情報をきちんと押さえているのではないかと思いますのですが、例えば、ITCを活用しての英語教育とか、それから、先ほど言われましたように、ALTにお任せの自治体がほとんどだったのだろうと思うのですが、お任せの学校よりも、学級担任が担当して、ALTの方と協力しながら進めることによって、授業がスムーズに流れているという事例もあります。というのは、日本人が外国人とコミュニケーションをとっている姿を見せることで、子供たちに目標を持たせることができるのかということも、一つの目標として考えられるかと思っています。

それと、例えば日本人の指導員、英語を堪能に話せる人を配置することで、学級担

任との役割分担ができるのと、それから、子供たちとのコミュニケーションもとりやすいのではないかという成功例というものも紹介されていますので、そこら辺は、例えば学級担任は、学生を指導する専門家ですから、大人数の子供でも、同時に活動させることが上手で、学級の様子を一番わかっているという意味では、動きやすいかというように考えられます。

どちらかが一方的な全ての役割を担うということになると、それぞれの方の負担が大きくなって、難しい状況にもありますので、そこら辺の役割を確認しながら、授業として進めることがスムーズに行くのではないかとこのところでは、期待をしたいと思っています。

いずれにしても、2018年度からは、小学校の中学年、三、四年生から必修化となりますので、少しでもわかりやすい授業に取り組むために、いち早く取り組んでいただければと思います。

英語というのは、聞いてすぐに覚えられるものではありませんので、先ほど、一番最初に答弁いただいたように、話すこともそうですが、ゲームだとか歌によって覚えられるということもありますので、そういう取り組みも、できれば早い段階から進められていただけると中学年、中学生になってからのスムーズな英語教育ができるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今回、三、四年生の中学年、それから、五、六年生の高学年に英語ということであります。

英語ということでは、外国語をある意味では、今、学校で、一つのそういった形でスタートをしますけれども、早い時期からなれ親しむことも必要ではないかと思っています。何かこう、日常的に本当に幼いころから、そういう接する機会も、学校だけで限るわけではなくて、私はやはり

日常の中で、そういう機会がくれたら一番いいのかと思っています。要は、あるときに日本のサッカーの代表選手の長友さんの話を聞いたときに、彼がいつサッカーをしていましたかという、物心ついていたらサッカーボールを蹴っていましたと。だから、ある意味では、外国語と言われる英語については、そういう概念の中で、英語を学ぶということではなくて、ふだんからなれ親しむという部分の何かきっかけがあれば、一番いいのかというように思っております。

全てがそういう機会を得られるわけではないので、今回、2018年から前倒しで進める中においては、本当に担任を持たれる先生方は、大変な思いをされるのですけれども、それはやはりプロとして一つ、先ほど誰が指導性を持ってというように考えたときには、今の段階では、やはり担任の先生が指導性を持った中で、逆に自分が責任をもって任せられる外部の講師なり、それから、仲間の先生方の連携が必要かとは思っています。

そういう意味では、今回このように改正されることについて、私は全体的にはよしとする言い方は変ですけれども、良いことではないかという認識を持っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 教育長におかれましては、前向きに検討されているとは思いますが、小学校教諭というのは、英語を担当するのは教科外、今までの認識としてはそうだったと思いますので、これから新しく英語が教科化、それから必修化となっていくと、相当担当の先生にも負担がかかっていくかと思えます。

ただ、一般的に言われているのは、今でも教員はいろいろ授業に対する準備、それから、校外活動というところでは、忙しい時間帯となっているので、新しく英語が必修化、それから、教科化になると、

そこに対する研修する時間帯というのが、非常に難しくなってくるというのが、現実として考えられているようなのです。それをやはり手助けできるものがあれば、教員の先生方にとっても、非常に助かる話ではないかと思っています。

そういうところを十分に考えていただきたいなということと、それから、今年度初めて、各学校の先生方が全員ではありませんが、そういう英語の授業における研修などもあったようなのですが、美幌からは、数少ない人数で参加されているということなので、そういう研修事業にも、できるだけ多くの先生を参加させるという体制も必要ではないかと思えます。

現場の先生方の体制づくりという意味では、今後、取り組んでいただきたいと思っておりますが、その辺については、教育長としてはどうお考えなのか、お聞かせいただけるものがあればお願いをしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 小学校の先生においては、新たに英語の取り扱いについて、今回の中教審の中でも、その専門性を高めるための認定講習をしなくてはならないということが示されておりますので、国、文科省として、それは何らかの形で進んでくると思えます。

今、お話しいただいたことについては、その前段としての英語に対する研修ということでもあります。英語だけではなくて、研修については、常日ごろから何とか忙しい中やりくりをして参加していただきたいと常日ごろ先生方にはお話をしております。

また、先ほど、教育制度の中で、町長からいろいろとお話をいただいた中で、美幌町は単独にと申したらおかしいですけども、独自にそういう研修に対する支援を町長の理解をいただいてつけております。そういう意味では、私としては本当にぜひそういう研修に積極的に参加していただい

て、かつ本当にそういう研修に対する費用が足りないということであれば、町長と先生方の研鑽の向上のために理解をいただきたいという話は、十分にしていきたいと思っておりますので、まずは先生に学んでいただきたいという思いは、強く強く思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 英語教育というのは、本当に小さいときからのなれ親しみという意味では、今、教育長が言われたとおりだと思いますので、私たちも日ごろから英語に関心を持つ機会というのが少なかったと思いますので、こちらから、それに対するこういうすばらしい取り組みがありますよという紹介をするものがあればいいのですが、なかなか難しいと。ただ今回、共通教材ということで、英語ノートだとか、それから、英語ノートのデジタル版だとか、CDなども配布されているというお話も聞いておりますので、そこら辺のことも確認しながら利用できるものは、利用していったほうがいいのではないかとこのように思いますので、そのことを紹介させていただいて、この英語教育については質問を終わらせていただきます。

次、児童虐待について再度質問をさせていただきます。

児童虐待について答弁いただいたように、美幌町においては、非常にすばらしい取り組みがされているということは、十分認識しております。悲惨な事故につながるような事例はありませんが、ただ、表に出ていない心理的虐待というのは、目に見えませんので、相当数あるのではないかとこのように想定はしています。

少子社会の中で生まれ育った現在の親にとっては、幼いときから子育てを手伝ったり、他人の子育てを身近に観察する機会が乏しくなっておりますので、我が子を産んで初めて乳児に接するということが、珍しく

はありません。子育てに戸惑いがあっても当然だと思っております。しかも、核家族化の進行に伴って、これらの親を支える人が身近にいないというのも現実ではないかと思っております。情報化の進展に伴って、育児情報の氾濫は画一的で一方向的であるために、親の不安をかき立てています。孤立無縁の中でストレスを抱え込まざるを得ない、そういう人たちが一般化している状態にあると思われま。虐待が増加している背景には、このような社会状況が存在していることは間違いないと思っております。

今や、誰しものが虐待してしまう、わなにはまる、そんな危険性を秘めているのではないかと思っております。一旦、虐待にまでエスカレートしてしまうと、その対応は困難をきわめることとなります。したがって、虐待の前段階で、つまりハイリスク期における支援が極めて重要となっていると思っております。そのためには、孤立感と閉塞感の中で、子育てにもがき苦しむ親、いかに早期の段階でキャッチをして、援助の手を差し伸べられるかがポイントとなります。

子育てに苦しむ親は、自信のなさゆえに自己の殻に引きこもったり、幾らいい支援があっても、メニューが用意されても、みずからこれを利用することに消極的になりがちです。個人のプライバシーを尊重しつつ、周囲が積極的に介入し、既存のサービスにつなげる、出前型のサービスのあり方について検討する必要があると思われま。

先ほどの答弁でありました生後1カ月以内の乳児がいる全ての家庭を訪問しているということですが、それ以後の育児の仕方のほうが大変をきわめていると思われま。今後の取り組み方について、再度考えているものがありましたら、答弁いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 統計上も、平成25年から、身体的な虐待から心理的な虐待

に数が逆転してきているというような状況があると思います。その中で、やはり心理的虐待は根深くて、後に残るといいますか、体は多少傷ついても癒えてくることがあると思いますけれども、心というのはなかなか癒されることが少ないのかということで、状況としては、大変な状況になってきているなという思いであります。

それで、私どもがやれる方法としては、まず対処療法的なことをしっかりやらなければいけないし、抜本的なこともやっていかなければいけませんので、対処療法的なものは、1回目に答弁をさせていただいたように、保健師であるとか、さまざまな機関の皆様力を借りて対応していかなければいけないと思っておりますが、この抜本的なことになると、なかなか難しいというのが現実だと思えます。

社会的な風潮だと言ってしまうとそれまでもかもしれませんけれども、テレビやいろいろな雑誌を見ても、バイオレンスなことは非常に誇張されているというようなこともあると思います。それが肯定されるというようなことは、社会的風潮としてはいかがなものかという思いをしているところであります。

いずれにしろ、早期発見、早期対応というのは根本になると思いますので、そういった意味で、しっかりと対処療法的なこと、そして根本的なことについて日々考えていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 美幌町では、要保護児童対策地域協議会というのをいち早く設置されておりまして、関係機関との連携協議を行っていますし、児童虐待防止に努めているということは、十分理解をしているところです。

ただ、虐待発生のリスクの高い家庭というところでは、なかなかわかりづらいもの

があるとは思うのですけれども、それにいたしましても、やはり早期発見と早期対応ということが求められているのだらうと思っています。

家庭に対する具体的な支援を、家庭の中にどれだけ介入できるかということになると非常に難しい問題だとは思っているのですけれども、子育てを保護者だけで担わせるのではなくて、難しい話だとは思っているのですけれども、どうやって社会全体で支えていくかというところが、非常に大きな課題になっているのではないかと思います。特に、地方公共団体における積極的な施策展開ということが必要だと思いつつも、これについては、どこまで追求していいのかと少し悩んでいるところも現実としてあります。

私たちとしても、どこまでできるかという意味では、大変難しい問題だとは思っています。ただ、それによって子供たちが本当に安心してこの美幌の町で住めるかという状況もつくっていけるように、私たちは何とか取り組んでいかなくてはいけないのだと思っているのですが、これ以上、本当に追求していいのだろうかと思いつつも、私も質問をさせていただいております。

今までやってきたこととあわせて、それにきめ細かな具体的な対策というのを、やはり協議会の中で具体的な取り組みというのを進めていただけるように取り組んでもらうしかないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この心理的虐待は、最近の調査によると、相談窓口が一番多いのが警察ということなので、ということは、相当な荒っぽいことがDVとして行われているのだなというような思いをしています。

いずれにしましても、それぞれ地域であるとか、隣近所であるとか、あるいは行政・警察、そういったそれぞれの主体が手

を取り合って、見守り、そして何かあればすぐ対処するというような方法をとらなければ、なかなか難しいと思います。

それで、根本的なことを言うと、なかなか難しいと思います。議員お悩みのとおり、社会で育てようと思っても、なかなか育てられないと、そこまで介入してくれるなという家庭ももちろんあるでしょうし、あまり干渉もされたくないという家庭もあると思いますので、なかなか難しいのでありますけれども、いずれにしても、社会全体でどうするかということは、我々、介護保険もやってきた経験がありますので、多分、我々の知恵と工夫を出し合えば、何とか解決できる問題だと思いますので、引き続き、関係機関の皆さん、関係団体の皆さんと協議をしながら対応してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） いろいろ地域で頑張っている児童民生委員の方たちのお話も聞いておりますけれども、なかなか家庭の中に介入してほしいという意見も多く聞かれておりますので、難しい状況ではありますが、やはり美幌の町で育つ子供たちには、そういうリスクを背負わせないで、本当に健全な子供たちに育てていただきたいという思いを含めて、これからも連携を深めていただいて、この児童虐待について取り組んでいただきたい。それは誰しも願っていることだと思いますが、やはり自治体を中心になって進めなければ、なかなかこういう問題というのは進まない状況ではないかと思っておりますので、そこら辺のことも十分考えた上で取り組んでいただけるよう、お願いをするべきものではありませんが、やはりそういうところに取り組んでいただきたいという思いを込めて、これで質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 自治体を中心にな

らないとなかなか進まないという思いを、今、議員からいただきました。我々もそのつもりで、一生懸命今後も努力していきたいと、そのように思っておりますけれども、いずれにしても、この貧困の問題もありますけれども、人をどういうように尊厳をもって対処していくかということが、やはり極めて重要だと思っております。そういった意味で、家庭教育も含めて、学校教育、そして社会教育も含めて、しっかりとした取り組みを今後ともしてまいりたいと、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 昇君） これで、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時10分といたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君）〔登壇〕 本日は、2項目3点について質問をさせていただきます。

1項目め、健康推進対策について。

乳がん自己検診用グローブの導入について。

10月は、乳がんの撲滅へ早期発見・早期治療を啓発するピンクリボン月間であります。生涯に乳がんを患う日本人女性は、12人に1人とされており、厚生労働省の調査では、乳がんで亡くなる女性が2013年に1万3,000人を超え、2014年は1万3,240人とふえており、1980年と比べ、約3倍にもなっております。乳がんは、30代から増加し始めて、40代後半にピークを迎え、比較的若い世代で多くなっております。

このため、若いときから関心を持つことが大切であります。また、自分で発見できる唯一のがんであり、早期発見に必要なことは、自分の胸の状況を見て、さわって知っておくことで、ささいな変化に気づくことができるようになります。

若い人は乳腺が発達しているので、マンモグラフィーは適しておりません。そのため、20代から月に一度はセルフチェックを心がけることが大切であります。

40代を超えたら2年に一度、乳がん検診を受けることが国の指針で進められておりますが、本町では、35歳以上の方が受診できる体制になっており、国の指針年齢より早期発見できる環境が整っており、すばらしいことであると思います。

今回提案させていただく自己検診用乳がんグローブは、手にはめると指先の感覚が鋭敏になり、髪の毛1本分の凹凸までわかるようになっており、より小さな病変にも気づける可能性が高く、月1回の自己検診で乳がん検診への第一歩を踏み出すことができます。

乳がんグローブで自己検診することがきっかけで、これを重ねてやることでポイントを押さえることができるようになり、乳がんグローブをつけなくても自己検診をすることが簡単になり、機会を見て定期健診を受ける意識にもつながると考えます。

日本予防医学協会でも、乳がんの自己検診の補助として乳がんグローブが紹介されております。

乳がんの早期発見のための自己検診を進めるために、本町でも乳がん自己検診用グローブを取り入れるべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2項目めの一つ、地震対策について。

一つ目、耐震対策について。

耐震対策については、平成25年3月定例会でも一般質問をいたしました。阪神・淡路大震災で5,000人超という大変多くの命が失われ、亡くなった方の8割が

建物倒壊による圧死であり、圧死を防ぐ効果が期待される防災ベッド・耐震シェルターなどを住宅耐震化改修補助事業の対象に加えるべきと提案いたしました。

本年4月には熊本地震が発生し、震度7の揺れが立て続けに起き、倒壊した家屋や家具の下敷きになって亡くなる人が相次ぎました。5月12日の北海道新聞に、熊本地震発生から1カ月、自宅でできる対策はという見出しで、壁の補強が一般的、ベッドシェルター・家具固定・ガラス飛散防止が不可欠と掲載されておりました。掲載内容では、1981年以前の建物は旧耐震基準で建てられているので、現在求められている耐震強度が不足しており、耐震性診断を専門家に相談するよう促しております。

診断は基本的に、住宅の設計図の情報を専用ソフトに入力して行われ、費用は通常5万円ほどで、札幌市など無料で耐震診断を行う自治体もあります。古い住宅全体の耐震性能を新築並みに高めるには、200万円以上かかるケースもありますが、過ごす時間が長い居間や寝室に絞って壁を補強するなど、工事費を抑えられる場合もあるようです。

また、ベッドシェルターは、就寝中に家が壊れたり、家具が倒れてきたときに、一定の空間を確保し、身の安全を守るもので、40万円前後から商品があり、中には組み立て式で比較的簡単に設置できるタイプもあるようです。シェルターは、家屋全体の耐震工事をする経済的余裕がない、また、逃げるのが難しい要介護者がいるなどの理由で購入する人も多いとの内容でした。

そこで、平成23年度から27年度までの5年間に実施されました、美幌町住宅耐震化改修補助事業の年度別の実績をお伺いいたします。

また、平成25年3月の一般質問の答弁にありました、今後リフォーム事業のアンケートなどに合わせて、耐震シェルター、

防災ベッドに対する町民のニーズの把握に努めるとともに、既存の補助制度への導入が可能かどうかの研究の結果及び美幌町耐震改修促進計画（平成29年度から平成38年度）の策定状況をお伺いいたします。

2点目、感震対策について。

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気をとめるものであります。平成26年3月閣議決定の首都直下地震緊急対策推進基本計画では、出火防止対策として、感震ブレーカー等の普及促進が位置づけられました。また、平成28年3月には、電気需要場所における電気工作物の設計・施工・維持・検査の規範となる民間規格、内線規定が改定され、感震ブレーカーの設置が規定されました。その中で、地震時などに著しく危険な密集市街地の住宅などに設置することを勧告し、それ以外の全ての地域の住宅などに設置することを推奨しております。

通電火災は、大地震による停電が復旧して再び電気が通じた際に、倒れていた電気ストーブなどの家電や断線した電気コードなどが火元となって起こる火災等で、電気機器のスイッチが入ったまま住人が避難してしまうケースが多いため、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも、出火原因の多くが通電火災だったと言われております。

町民の生命・財産を守るため、普及促進に取り組むべき施策と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 中嶋議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、健康推進対策について。

乳がん自己検診用グローブの導入についてであります。現在、日本人の2人に1人ががんにかかると言われており、町ではがん予防を目的として、各種がん検診の受診率向上やがんを寄せつけない生活習慣の

普及啓発など、さまざまな取り組みを行っております。

この中で、乳がんは女性が最も多くかかるがんで、罹患率、死亡率ともに一貫して増加傾向にあります。しかしながら、早期発見すれば、治癒する確率が高いがんでもあり、町では正しい知識の普及・啓発や定期的な検診・受診の勧奨を推進しております。

具体的な取り組みとしましては、平成26年度から子宮頸がん・乳がん併用検診を実施し、二つの検診が同時に受けられる利便性の向上による受診促進や、本年度からは、国のがん検診受診促進事業である40歳になる方への無料クーポン券配布に加え、町独自に45歳から60歳までの5歳節目の対象者642人に無料クーポン券を配布しております。これらは、積極的に受診するきっかけとして有効と判断しており、クーポン券を利用して受診された方々が検診の必要性を理解し、今後も継続して受診していただくことが重要であると考えております。

また、平成27年度からは、国保病院において個別乳がん検診が再開され、年間通しての受診が可能となったことで、受診者のスケジュールにあわせ、町内で受診できる環境も整備されているところであり、受診率は平成25年度19.1%、26年度21.5%、27年度22.4%と年々増加の傾向にあります。

自己検診につきましては、中嶋議員御提案のとおり、若い世代にも有効な検査方法であり、これにより早期発見率を高めるため、検診会場や健康教育、イベント会場などにおいて、自己検診啓発のリーフレット配布や触診モデルを使った普及・啓発を実施しており、御提案の自己検診用グローブにつきましても、自己検診の方法の一つとして、機会を捉え紹介するなど、検討をしてまいりたいと考えております。

さらに、乳がんの早期発見には、自己検

診と乳がん検診を組み合わせることで、より正確な診断が可能となることから、引き続き検診の受診勧奨にも重点を置き、乳がんの早期発見・早期治療の機運を高める取り組みを推進してまいります。

次に、地震対策について。

耐震対策についてであります。まず、住宅耐震改修補助金についてですが、この事業は、昭和56年5月31日以前に着工された自己が所有している戸建ての専用住宅及び店舗併用住宅を対象とし、補助金の額は工事費が20万円未満は耐震改修工事に要した額、20万円以上200万円未満については20万円、200万円以上は耐震改修工事に要した額の10分の1の額で30万円を上限とする事業で、平成28年3月末で事業を一旦終了したところであります。平成23年度から27年度まで、5カ年の補助金交付の実績はありませんでした。

この要因は、補助対象住宅が建築後35年以上経過していること。加えて、通常のリフォーム工事での居住機能改修費に耐震改修費を合わせると多額の工事費となり、一部助成を受けても、なお相当の自己負担となることから、万が一に備えるための投資に踏み切れない現状にあると考えられます。

次に、耐震シェルター及び防災ベッドに対する町民ニーズについては、みずからの命を守る防災対策としては有効な装置ではありますが、単身用で価格が数十万円から数百万円と高価なものであることから、リフォーム事業のアンケート結果でも価格補填等の要望の声は上がっておりません。

補助制度等の現状については、東京都の区町村の一部のほか、岐阜市、新潟市等が、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震性が不足している住宅に居住の高齢者・障害者世帯を対象に、自治体単独補助を実施しておりますが、道内での補助事業実施団体は、現在のところ承知

をしておりません。

また、耐震改修促進計画の策定状況ですが、本計画は、大地震発生時の被害を軽減するために、町民の防災意識の向上と、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することを目的としており、平成22年度から27年度までの現計画を見直し、29年度から5カ年の計画策定を本年度中に行うものであります。

見直しに当たっては、町総合計画、北海道耐震改修促進計画及び町地域防災計画との整合を図ることとして、この中で耐震診断を含め、町民のニーズを考慮した今後必要とされる施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

策定の進捗状況であります。策定委員会においてアンケート調査を活用し、耐震改修促進のための方針・目標の設定、計画案策定へと順次取り進め、年度末までの策定を予定しておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたしたいと思ます。

次に、感震対策についてであります。平成27年3月に公表された内閣府の大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会報告や、平成28年3月に公表された感震ブレーカーの普及に向けた取り組み状況から、地震発生時に不在の場合や、地震発生後の電気器具の安全確認ができない状態の場合には、感震ブレーカーは一定の効果があるものと考えております。

平成26年3月に閣議決定の首都直下地震緊急対策基本計画は、平成25年12月に施行されました首都直下地震対策特別措置法に基づき策定されたもので、延焼の恐れのある密集市街地いわゆる緊急対策区域を定め、その対策が示されているものであります。

この緊急対策区域は、1都9県310市町村が指定されており、北海道や美幌町はその対象になっておらず、まずは、地震時の電気火災からみずからの生命や財産を守

るという自助の取り組みが求められているものと考えております。

感震ブレーカーにはさまざまな種類があることから、感震ブレーカーの性能評価ガイドラインなどを踏まえ、普及促進について調査研究するとともに、消防署で実施している住宅用火災報知器の設置普及のPRチラシに盛り込み、周知してまいります。あわせて、今後の防火・減災対策を進める上で、緊急地震速報に基づき、とるべき措置として、その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない、また通電火災による二次災害を防止するため、ブレーカーを落としてから避難するよう周知することも重要と考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 再質問をさせていただきます。

乳がん自己検診用グローブの導入について、再質問をさせていただきます。

国は、がん検診受診率を2017年まで胃・肺・大腸は当面40%に、ほかは50%の目標を掲げております。

乳がんの早期発見に有効なマンモグラフィの検診、乳がんを含む女性特有のがん検診無料クーポンを検診対象者に配布したり、また、受診しなかった人に再度呼びかけを行う、コール・リコールの導入などを実施してきました。結果、乳がん・子宮がんの検診受診率は、2013年には40%台に向上したと言われております。

本町の乳がんの受診率は、少しずつ伸びを示しております。ここ3年では、数名ががんと診断されております。早期の発見は、9割以上が治るとされております。

また、国はがん対策加速化プランに基づく取り組みで、補助事業を実施して受診率の向上を目指しています。その中、本町は

単独の取り組みで無料クーポンを配付しており、努力されていると思っております。

今月9日の子宮がん検診にも多くの方が受診され、これも無料クーポンの配布の成果もあるものと思われました。子宮がん検診の受診問診表に、子宮がん検診でありましたが、その問診票に乳がんの自己検診をしていますかとの問いがありました。それで「はい」と答えた方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

ここ3年の乳がんの受診者の数と自己検診している人の数をお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの乳がんの自己検診の集計結果ですが、まだ集計していませんので、結果については数値がありませんので、御了承願いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） ここ3年なので、今年度がなくても、その前のがわかればお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 大変申しわけございません。過去の分については、今こちらに手持ちの資料がありませんので、後ほどでよろしいでしょうか。（「よろしくお願いします」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 2番目の質問をさせていただきます。

本年度、検診強化に若い女性向けに女性誌やソーシャルネットワーキングサービス、SNSを活用した効果的な普及・啓発も行うそうであります。

2009年から乳がん検診用グローブを導入している豊島区は、初めて導入したときは、配布時に初めて保健センターに行列ができ、あっという間になくなったため、追加導入するほどの反響があったそうであ

ります。この導入のきっかけになったのは、20代の女性の意見に「働いている自分たちは税金を納めているのに、自分たちのために税金が使われているという実感が何も感じられない」という声からだったそうです。この声のおかげで豊島区は、若いときからの乳がんに関心を持っていただけるよききっかけづくりができたのだと思いました。

そこで、本町も若いうちからの意識啓発が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） がん予防のための早期発見ということは、大変重要なことだというように思っております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 若いほうがいいと思うのですが、それに対して、何かこのようなことをしたいとか、そういうようなお考えはないでしょうか。

町長、お願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 具体的には、担当のほうから答弁させていただきたいと思いますが、乳がんは自分で触診によって発見できるがんであって、早期であると90数%が治るといいうがんがあります。

いずれにいたしましても、私どもは40歳から60歳まで無料クーポンを配っておりますけれども、若い人のみならず、全女性に対してそういうことをやっていきたいという思いでありますので、特に若い人に対する施策については、担当のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（佐藤和恵君） がん検診という一般的な全てのこともそうなのですが、QRコードという、チラシの中

に携帯電話等から予約をいただける仕組みをつくって、若い方にも——若い方といっても、今回お尋ねいただいている乳がん検診については35歳ということなのですが、そういったことを携帯からも御予約いただけるというような仕組みとか、あとは、健康教育ということで呼びいただく機会がございます。

こういった中でも、若い女性の方対象で、呼びいただけるような機会には、こういった乳がんのお話、御要望に応じてということなのですが、お話をさせていただいたり、がん検診の会場の中で触診モデルとあって、さわってみて実際に病根というのでしょうか、しこりとかをさわって確かめるというのを体験できるような機材を用意して、そういった関心を持っていただくとか、あとは「ふれあい広場」というイベントの中で、健康コーナーを私どもで開催をさせていただいています。そういったイベントを活用するとか、チラシとかの折り込みとかで、皆さんの目にふれるようなPRということで、皆さんの関心をなるべく持っていただくように努めているところでございます。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 今後とも、よろしくお願いをいたします。

次、3点目の質問をします。

乳がんは、罹患者・死亡者も増加傾向にあります。死亡率も上位に入っております。

また、若年性乳がんの中でも、特に20歳以下では、30歳以上よりもステージ3以上の進行がんが多く、これは若い女性が乳がん検診を受ける機会がなく、気づいたときは腫瘍が大きくなっているケースが多いということでもあります。そして、悪性度が高く、リンパ転移が多いことが見られるそうです。

さらに、妊娠・授乳期がんでは、ほかの

患者さんよりステージ4が多いことがわかったそうであります。これは、妊娠期・授乳期では、乳がんの発見が遅れてしまうことを示していると思います。また、全ての女性が乳がん注意到注意する必要があるとも言われております。

今、町長も言われたとおり、女性全般の施策をとということをおっしゃっていたので、まさしくそのとおりだと思います。また、乳がんは子育てや介護、仕事など、女性として一番忙しい時期にかかりやすい病気だとも言われております。

それで、これは男性にも無関係ではないと私は思います。町が配付しているリーフレットにも掲載されておりますが、自分自身の健康を意識し、定期的にチェックする習慣を身につけることが大切でありますと書かれてあります。これが、自己検診用の乳がんグローブであります。ここに手を入れて、自分の胸をさわって自己検診します。素手で触診するより有効的でありました。私も質問をするのに、どういふものか自分で使って使用してみなければと思ひまして、ネットで購入いたしましてやってみました。そしたら、本当に素手でさわるよりも有効性がありました。やはり、これを使うと初めてなので、いろいろさわっていきまされたけれども、これは自己検診の習慣が身につくと言われておりますが、本当に身につくのかとそんな思ひもありました。見本として、1枚見ていただいたと思ひますが、私は行政にもお渡ししたのですけれども、自己検診のきっかけづくりとして、私は有効だと思ひましたが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（佐藤和恵君） 中嶋議員おっしゃるとおり、若い方に自分の体に興味を持っていただく、しっかり観察していただくということに対しては、非常に有効であると思ひます。

それで、保健師等のお話をさせていただ

く中でも、特にそういったものを使わなくても、お風呂に入ったときに石けんをつけていただいて、自分でチェックしていただくなどというようなやり方もお話をさせていただいております。

まず大事なものは、自分の体に関心を持っていただくということがやはり一番大事というところで、そういったきっかけづくりとしては有効かと考えております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） この乳がんグローブに対しては同じ思ひになれてよかったなと思ひます。ぜひ機会を見て、検討していただきたいと思ひます。

そのほかに、この乳がんグローブというのは、私も初めて目にしました。それで町民の女性の方で知らない方もいるのではないかと。もし、こういう乳がんグローブというのが自己検診用にあるということがわかれば、今はもうネットの時代なので、自分で購入してやってみようかなとか、そういうものにもつながるのではないかと私は思ひました。それで、これをPRしていただきたいと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） PRということをございますけれども、先ほど答弁の中にもありましたように、まず自己啓発用の部分としまして、健診会場とか健康教室等の機会に置いて、紹介をさせていただくという形で進めたいと考えておりますので、よろしく願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 私は、町の全ての女性の目にとまるような周知の方法を望んでおります。それで、高齢になっても乳がんにかかる方もおります。

周知の方法として、広報・ホームページ・子育て支援センター・乳児相談・乳幼

児健診時・老人施設など、本当に女性の目にとまる場所に置いていただいて、周知を徹底していただきたいと思っています。導入している自治体の中に、商店街連合会の協力のもと、美容室、下着を扱うお店やスポーツジムなど、広く配布して置いている、そういう自治体もあります。

それで、そこまではなかなか難しいかもしれませんが、本当に女性の目にとまるようにPRをしていただきたい。また、そうやってPRをして、そういうものもあるということがわかれば、また女性のほうから町に要望があって、そして美幌町もこの乳がんグローブを導入されるようになることを望んでおります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ありとあらゆる機会を通じてPRをしていきたいと、そのように思っているところであります。

あと、自己検診用ですので、自分でやれる部分についてはやっていただいて、あと公がやらなければいけないところについては、しっかりやっていきたいと思っていますので、自己がする部分、そして公がする部分は、しっかり分けて考えていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 乳がんの受診率を上げるため、また、乳がんを患っても早期発見できるような、そんな町としての取り組みをお願いしたいと思っております。

次、2項目めの1点目、耐震対策について再質問をさせていただきます。

5年間の実績をお伺いしましたが、ゼロ件ということでありました。その要因が、耐震改修費の高額とのリフォームとの兼ね合わせで分析されておりましたが、次期計画策定にも、この点の改善案が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） ただいまの御質問にありました、耐震改修につきましては、昭和55年以前の建物についてということでございます。35年以上経過しているということで、その対象となる住宅の数についても、今大体押さえているところでは、全体の戸数の約44%ぐらいは35年経過しているという住宅になっております。

そういう中で、それを改修するとなると、方法としては、住宅リフォームを利用する方法、また、耐震ということで特化して耐震改修をする方法ということがございますが、住宅リフォームのほうで住環境の改善ということで、皆さん住宅リフォームを利用している状況がございます。と申しましても、この耐震改修というのは、大地震が発生したときに命を守るということでございます。

本州のほうでは、瓦屋根が多いとか、そういう面では住宅に対する問題が大分違うと思います。また、北海道の住宅と本州の住宅を比べますと、耐震というところで考えますと、壁の面積が多いか少ないかによって、耐震の診断をしたときにも、その結果が変わってきます。そういう面では、北海道と本州は状況が違いますが、ただ地震が来るというところでは、これからの危険性は同じに考えなくてはだめだということでもあります。

そういう意味では、この啓発がこれから重要なことだと思っておりますし、今回の計画を策定する中でも、その辺を十分に検討してまいりたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 本州と北海道の屋根とかが違うというのは、私も思っております。今回の熊本地震では、熊本も瓦屋根で、住宅に大きな力がかかったそうでありまして。北海道は冬がありまして、雪が屋根に積もります。だから条件、住宅に

係る負荷は同じなのかと、同じおそれがあるのかと、そんなふうに私は思いました。

あと、工事費を抑えながら、身の安全を守ることができる方法が、この北海道建築指導センターの指導員の記事が掲載されておりましたが、過ごす時間が長い居間や、寝室に絞って壁の補強、そういう方法もあるという提案の内容でありました。

その内容は、1階に居間がある2階建て、木造住宅では、個室で区切られた2階に比べて壁が少ないので、1階部分は強度が弱いことが多い点があるということでありました。居間に大きい窓がある場合、窓の幅を狭めて壁をふやし、強度を高めることもできるのですということで、そのように工事費を抑える方法もあるのですというお話が載っておりましたので、こういうような耐震の方法、自分の身を守る方法も町民に知っていただくと、耐震改修の促進につながるのではないかと思います。そういう点はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 中嶋議員がおっしゃいましたとおり、冬の問題を考えますと、熊本地震と同じような状況が北海道にもあるということでは、私どもも認識しているところでございます。そういう面で、耐震の必要性というのは、十分に大事なことでありますので、先ほど申したとおり、啓発するところでございますし、また、今のお話の居室部分の特に居間の部分とか、場合によっては、寝室の部分とか、そういうところで特化した形での耐震の工事というのは、非常に有効性のあることだと思っております。

どのような形で最新改修の事業の中でもっていくのがいいのか、リフォームの中でもっていくのがいいのか、それはこれからの中で検討してまいりながら、実効性のある制度にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江

さん。

○12番（中嶋すみ江君） また、その中に就寝中の身の安全を確保するにはということで、防災ベッドシェルターを推奨しておりました。私は前回にも質問いたしましたが、それを推奨しておりました。

そして、紙面では2カ所の会社まで紹介しておりました。その1件が、防災設備製造会社のフジワラ産業でありました。そのベッドシェルターは、ベッドを囲う鉄骨製フレーム枠で、名前は安心防災ベッド枠Aということで、金額が36万7,200円でありまして、設置費は別と書いてありまして、それをそこでは販売しているということで、この特徴は寝ている人を守る壁面が片側にあり、窓の近くにベッドを置いても、ガラスなどの飛散防止から身を守れる。約25トンの荷重にも耐えられる設計となっているということでありました。

もう1件は、福祉機器製造販売の新光産業という会社のものを紹介しておりました。それは耐震ベッドシェルターで、金額は48万6,000円。これも設置費は別であります。これは柱とはりに国産ヒノキ材を使い、合板を加工した金属で固定した天井つきのベッドであるということで、介護ベッドを囲むようにも設置できる。また、これも耐えられる重さは25トンでありました。

このように、地震のときに逃げるのが難しい方、特に高齢者、要介護者、障害者をお持ちの方など、避難弱者対策として有効性のあるものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 中嶋さん、ちょっと待ってください。特定な会社の名前だとかは、この後も出てくるのであれば、なるべく出さないようにしてください。

○12番（中嶋すみ江君） もう出てきません。わかりました。

○議長（大原 昇君） 続けます。
建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） ただいま中嶋議員お話の防災ベッドでございます。

これは平成25年の答弁の際にも、有効性については町としても認識しているということで御答弁させていただいているところで、私も同じように考えております。

また、今おっしゃったとおり、後から置くということでは、どちらかと言うと備品的な要素がありまして、また、それがある程度購入した後の再使用としての循環性とか、そういうものも含めて、最大限生かせるようなことが本当に必要なのかというように思っております。

そういう面で、その有効性と、またそれをさらに町民の方に循環するようなことも含めて、研究をしながらいかななくてはならないと思っています。

そういう面で、有効性のあるものとして、これからまた研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 失礼しました。私、書いてあったので、その会社の物はいい物なので紹介していると思って、名前まで出しました。大変失礼いたしました。

また、医療の方向性としても、在宅で介護をできる方は、今は自宅で進められております。自宅で介護をされる方、またされている方々にとっても安心につながる構造物だと考えます。

また、この有効性は専門家が検証済みでありますので、次期耐震改修計画策定の対象にさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） ただいま御提案のありました件でございます。

これは住宅制度という中だけではなくて、防災、また福祉的な全般的な制度ということがありますので、その辺、役場の全

体的な問題として協議をしてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 今、防災のほうは、全体的に考えてくださるということだったのですけれども、東京都の区町村の一部ほか、答弁にもありましたが、岐阜市・新潟市などは、高齢者・障害者世帯を対象に、町が単独で違う方法で実施していると答弁にありましたが、そういう方向性もいろいろな角度から考えていただけるかどうか、努力していただけるかをお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 御質問のありました、東京都や他府県の状況でございますが、公が補助するくらい、昭和55年以前の耐震を必要とする住宅があることや、収入の問題や、そのほか高齢者であり障害者であるとか、そういう対象となる場合の制限をかなり設けているのが現実でございます。

それで、こういう制限を設けた中で、この事業がいいのか、それとも民間活力とか、そういった中で民間のリースなどができるような制度を推奨していくのがいいのか、そういうことも含めて研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） よろしく願いいたします。

最後の感震ブレーカーについて再質問をさせていただきます。

経済産業省のページに、感震ブレーカー等の設置を検討される方や、普及・啓発活動に取り組まれている方は、次の内容を御参照くださいとありました。その内容は、感震ブレーカーの普及・啓発チラシに始ま

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 最近の災害・地震は、今までになかった地域でも起こっており、取り組みがなされていなかったことが大きな災害につながった部分もあるのではないかと考えております。

ある方が言うておりましたが、「備えあれば憂いなし」という言葉をお聞きした時、そのとおりでなと実感をいたしました。それに対してはいかがでしょうか。町長お願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 感震ブレーカーについては、先ほど来、担当部長から答弁をさせていただいているように、大変効果的だというような思いでありますので、PRについてはしっかりしていきたいと、そのように考えております。

「備えあれば憂いなし」ということであります。平時にあつて有時に備えるということも極めて重要だと思っております。そういった意味からも、こういったものを大いにPRして、その中で、住民の皆さんが命や財産をしっかり守れるように、PRしていきたいと、そのように考えております。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） ぜひ取り組みをよろしくお願ひいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、12番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は15時20分といたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） [登壇] それでは、私からは2項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、未婚ひとり親家庭の支援について。

寡婦（夫）控除みなし適用の実施についてでございます。

平成27年9月に子育て支援弱者対策として、寡婦（夫）控除のみなし適用実施の政策提案をさせていただきました。年収200万円で働く未婚の母と子供1人を例にした場合、税や保育料負担がどの程度重いものなのかの質問では、所得税1万7,900円、町道民税6万6,500円、保育料は3歳児入園を想定すると、年12万6,000円の合計21万400円となり、年収の実に10.5%もの負担と家計に大きな打撃を与えることが明らかになりました。

答弁では、ひとり親世帯236世帯で、死別・離婚・未婚の詳細が不明とのことでしたが、三つの原因で負担に差が生じることに關して、改善の必要性を前向きに考えているとの姿勢を示されました。

これまでのひとり親世帯の分析、みなし適用を実施する場合、負担軽減の対象となる種類や実施に向けた検討状況をお聞かせください。

2点目は、中央保育所閉所と今後の利活用について。

きめ細やかな子育て支援充実の考えはということでございます。

平成27年12月の総務文教厚生常任委員会において、中央保育所を利用する保護者懇談会における意見・要望を聴取した結果、平成28年度は継続して開設するが、新規園児募集は行わず、平成29年度から閉所することで合意したとの報告を受けたところであります。

閉所後の施設を活用して、現在町が実施している各種子育て支援施策では十分でないもの、あるいは必要性はあるが取り組み

ていないものなど、この機会にきめ細やかな子育て支援のための充実施策の検討状況をお聞かせください。

また、他用途に転用するような検討がなされているのかもお聞かせください。

以上、質問いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、未婚ひとり親家庭の支援について。

寡婦（夫）控除みなし適用の実施についてであります。ひとり親世帯は、死別・離婚・未婚といったさまざまな要因がありますが、生活実態は何ら変わりありません。しかしながら、現在は法律上の婚姻歴の有無により、利用する際の行政サービスに負担の差が生じております。

町といたしましては、ひとり親世帯が安心して子供を育てることができるよう、寡婦（夫）控除のみなし適用の導入に向けた調査及び検討を進めてまいりました。

お尋ねの、ひとり親の分析につきまして、現在、母子及び父子家庭は253世帯あり、そのうち未婚世帯は十数件となっておりますが、この世帯に寡婦（夫）控除を算入しても、判定区分に影響の生じない方もいることを確認しているところであります。

また、みなし適用を実施する場合の負担軽減の対象の種類や実施に向けた検討状況については、法律により国や道の補助金事業があるため、精査が必要となりますが、基本的には、条例の要綱に基づく町制度の事業を対象に検討しており、平成29年4月の導入に向け準備を進めておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

次に、中央保育所閉所と今後の利活用について。

きめ細やかな子育て支援充実の考えは、

についてであります。中央保育所は、農繁期など地方産業の季節的な繁忙期に児童の保育を行う季節保育所として、平成16年4月、旧美幌幼稚園の跡に前年度閉所した西・北保育所の児童も含め開設し、4月から12月までの9カ月間運営をしているところであります。

開設した年度は定員100名のところ、84名の児童が在籍しておりましたが、その後の少子化や保護者の働き方の変化、保育施設の選択の多様化などにより、入所児童が年々減り続け、平成27年度は20名となり、このままでは平成28年度においては、少人数になってしまうことが予想されたことから、当時在籍していた3・4歳児の保護者に対し、意向調査を実施後、2度にわたり保護者懇談会を開催し、保護者からの意見などを伺った結果、平成28年度は開設するが、新規募集は行わず、平成29年度は閉所することで保護者の皆さんには御理解をいただいたところであります。

中央保育所閉所後の利活用の検討状況ですが、昭和58年に建設された面積数538平方メートルの建物なため、いろいろな子育て支援施設として利活用できるものと考えているところであり、また、地元自治会からも利用の要望があることから、現在のところ、関係部署と協議をしているところであります。

本町の次代を担う子供たちや保護者のために、平成26年度に策定した、子ども・子育て支援事業計画に基づきながら、有効で効果的な施設として利活用してまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 答弁の中で、基本的には条例や要綱に基づく町制度の事業を対象に検討しており、平成29年4月の導

入に向け準備中と、積極的な検討をなされていることを大いに評価いたしたいと思いをします。

御存じのように、既に寡婦（夫）控除の見直し適用を実施している自治体の適用事業につきましては、それぞれに違いがあります。美幌町として実施すれば、当然のこと、町の収入の減少や補助金等の増加となりますので、慎重な検討をなされているのだろうと思います。

先ほどの答弁で、美幌町の未婚のひとり親は10数世帯と少ない状況ですので、医療費、保育園・幼稚園の保育料、あるいは障害者の各種給付金、公営住宅使用料など、多くの対象事業が考えられますが、この辺について町長の思いをお聞かせいただきたいと思いをします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） なるべく、幅広い適用を目指しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 幅広い適用ということですので、答弁の中でも、法律により国・道の補助金事業の精査が必要との答弁もございました。

先ほど私が質問いたしましたように、それぞれ実施している自治体によって、対象事業が異なるということは十分承知しておりますけれども、この答弁にあります精査が必要というのは具体的にどのような問題点があるのか承知しておきたいと思いをしますので、御答弁いただきたいと思いをします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今、精査を必要とするという部分につきましては、基本的には町制度の事業を対象に実施することを想定して、検討をしておりますが、条例の改正が必要とするものなのか、現行の減免規定を使いまして、補助金の要綱の制定によって、他市町村でやっているところがありますので、手続上の部分について、今

精査をさせていただいているという状況でございますので、御理解願いたいと思いをします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私は国・道の補助金等の事業ということで、各市町村によって差異があるということをお先ほど申し上げましたので、そういう手続上のことだとすれば、町長も幅広い対象事業でいろいろと検討したいということですので、そのことはしっかり受けとめていきたいと思いをしております。

ひとり親の家庭というのは、子育てと生活の担い手、そういった面で二重の役割を一人で担うということで、ほかの世帯から見ると不利を背負いながら頑張っている。そして、当然のこと、仕事と子育ての両立は難しい。それから、以前にも質問いたしましたように、全国的な調査の中では、収入は大変少ないということで、いわゆる非正規雇用の対象になっているという部分が多いと。そういった意味で、厳しい状況に立たされておりますので、私自身は、国・道の補助事業のことは、先ほどの手続上のことだけではなくて、町の判断で非常にそこまで対象にすることについての難しさがあるのかと。いわゆる制度上の要綱等で、そこを対象にすることについて、町だけの判断でできないようなことがあるのかなという理解でございましたけれども、そういった面は特に心配ないと、あくまでも手続上のことだけなのかどうかについて、再度お尋ねいたしたいと思いをします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今お話をした部分で、町独自の施策でできる部分について、今拾っておりますので、あと実施先行している自治体もありますので、その辺の部分の確認等も含めて、導入してから支障が見つかるのでは困りますので、そういう部分は慎重に調査をさせてもらっていると

いう状況でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 実は、まだまだみなし適用を実施している自治体というのは、私も詳細は把握し切れておりませんが、決して多くの自治体で実施していることではありません。ただ、そういう中で、町長もやはり負担ということに主を置きまして、一定の判断をして、来年の4月に向けてということで決断をして、検討を指示しているということですから、そこは本当に、先ほど申し上げましたように、私としては大変大きく評価しているところがございますので、ぜひ他の地方公共団体の事例等を調査する中で、どこまで美幌町ができるのかという範囲について、さらに検討を進めていただきたいと思います。

それで、29年4月導入に向けてというような準備になってくると、具体的に対象事業等を決定されるのはいつごろの予定なのか、その辺の時期的なことについておわかりであればお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 具体的には、まだスケジュールは固まっていませんけれども、新年度実施ということになりますと、年内くらいにある程度方向を出しまして、対象事業を決めて、新年度予算に対応できるような形で進めたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 年内にということですので、また私のほうでも、それらの取り組み状況については、部局のほうにも確認をさせていただきたいと思います。

実は、昨年6月に成立した、子どもの貧困対策の推進に関する法律では、子供の将来が生まれた環境によって左右されること

のないよう、国や地方公共団体の責務で対策を講じるということ、この法律の中で求められております。

私は、前回の一般質問のときにも町長にお尋ねしましたが、特にひとり親家庭の子供の貧困率の高さというのは、国も十分承知しておりますし、国会の中でも、いろいろな機会に指摘をされております。

こういった背景から、ぜひ全国町村会等を通じて、未婚のひとり親世帯にも寡婦控除を適用するよう、国に法整備を早急に求めるような考え方はございませんでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 寡婦控除の見直し適用の状況については、道内で六つの市町が今実施しています。網走管内でいいますと、紋別市・北見市・斜里町というようなことで、まだ、一般的な状況にはなっていないのではないかと思いますけれども、機会があれば、国に言うのがいいのか、まずはオホーツク振興局管内で話をするなどして、いずれにしろ美幌町はこういう取り組みをしているということをPRしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長から、今管内の実施している自治体が明らかにされたように、私もこの取り組みが、非常にまだまだ十分ではないという、実際に適用している町村数も少ない中で、美幌町がそういう前向きな検討をされているということは、素晴らしいことだと思います。

そういったことを、基本的には国がこういった法律まで整備しておきながら、ある面では具体的な対策を、国としては余り具体的にうたっていない法律でございますので、ぜひ地方自治体の立場からオホーツクの町村会も含めて、ぜひ声を上げていただいて、当たり前のようにこういったことが格差を生まないような税制改正の整備だと

か、そういったことを強く求めていってほしいと思いますが、そういったことは町村会の中で、土谷町長として、ぜひ発言をしていただきたいと思います。再度いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まずは、そういうところから広がり求めて、そしてオホーツク管内、そして全道・全国に広がれば、それが国を動かすという力になると思いますので、微力ながら頑張りたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） これは本当に、1年前の質問で答弁されたもので、20万円ちょっとですから、例えば公営住宅まで広げたりしていくと、さらに負担軽減が相当改善されていくということになってまいりますので、どの程度の対象事業を町が最終的に精査した上で実施するかということは、年内待ちたいと思いますけれども、ぜひこれは、未婚のひとり親の方にとっては、経済的にも本当に負担軽減される素晴らしい町としての施策になろうかと思いたすので、ぜひそういったことを、特に町長には、ひとり親の家庭の方から「美幌町は温かいまちだ」と、そういったことを感じることでできるような実施になるように、大いに期待して、この質問は終わりたいと思います。

それでは、次に移ります。

2点目の中央保育所の閉鎖と今後の利活用についてでございます。

先ほども御答弁にありましたように、関係保護者へ意向調査、あるいは懇談会などを通じて、十分に説明協議を行い、理解を得て、閉鎖が決定されたということについては、私も委員会の中で説明を受けておりますので、十分承知をしております。

現施設は美幌幼稚園として開設されて、その後季節保育所に転換をされて、先ほど

答弁ありましたように、建物自体が、子育ての専用施設として、今後も十分使用できるものでございます。

そこで、先ほど質問をさせていただきましたけれども、町はさまざまな要因から、町としては実施できていない子育ての支援施策の中から、さらに精査をし、吟味をした上で実施に向けた検討をしているかと思えますけれども、具体的にこの施設の有効活用といった面で、今町が描いているような子育て支援事業で考えられるようなものというのは、どういったことを想定されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 民生部といたしましては、現在のところ、子育て支援という形で考えられる部分といたしまして、子ども発達支援センター、または美幌学童保育所、その他、病児保育施設だとか、一時預かり施設等の利用が考えられるということで、そういう部分で子育て支援のための施設として活用できるように検討しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 子ども・子育て支援事業計画を平成27年から31年度の中で、町はいろいろな保護者の方のニーズだとか意見などを聞きながら、こういった計画を立てております。子ども・子育て支援事業計画の中には、いろいろな意見が出ておまして、例えばショートステイのこと、あるいは病児・病後児保育の問題、それから緊急時に昼夜を問わず預けられるところが欲しいとか、保育所のやっていない休日の一時預かりだとか、あるいは自由に遊べる子育てのサロンといったような意見も寄せられておりますし、最近では民間保育所で、受け入れをしているゼロ歳児だとか、あるいは低年齢児保育の希望者が増加しているということも耳にしておりますが、これらの課題も今回の施設の有効活用

の中で検討の素材になるのではないかと私は理解しておりますけれども、その辺、行政側の見解についてお伺いいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 民生部長から、民生部として今考えている内容と申しますか、子ども発達支援センターであるとか、あるいは学童保育であるとか、病児保育だとか、一時預かり施設などというような答弁をさせていただきましたけれども、このほかに自治会として使いたいという要望書もきておりますので、今、議員おっしゃるように、緊急時であるとか、休み時、あるいはサロンだとか、ゼロ歳児というような新しいことよりは、今、実際に取り組んでいる事業が手狭になってきているというようなことも含めて、この施設はちょうどいいと言ったら少し語弊がありますが、三つの教室に分かれていて、アリーナがあるということなので、どこが優先的に使うかというのは少し置いておいて、子ども発達支援センターについても、大分手狭になってきているというような話も聞いております。

それは子供さんがふえてきているということで、いずれにしろ、いろいろな既存の施設が手狭になってきているということもありますので、そういったものをまず優先的に考えなければいけないだろうと、そのように思っておりますので、まだ結論は出ておりませんが、来年に向けて、結論を早急に出していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私もこの質問をした背景の中には、この施設をやはり有効に活用していくということで、今町長の答弁にありましたように、町が行っている各種の子育て支援施策の中で、さらに拡充したりするようなことを念頭に置きながら、検

討したいということですから、そこは私としては、同じような共通認識でおります。

それで、そう言いながらも、町長もおっしゃったように、三つの部屋がございますので、子育てを中心にしながらも、地域の中からどんな要望が出てきているのかということもぜひお聞かせいただきたいと思うのですけれども、私は少子高齢化・核家族化によって、小さな子供さんたちが地域でお年寄りと触れ合ったりする、そういう交流機会が失われるというようなことなども今日的な状況でありますので、できればこの施設を活用して、小さなお子さんと地元にある程度解放することで、自治会あるいは老人クラブの方、いわゆる高齢者と子供の交流ということで、幼老連携と申しますか、そういうような活用の仕方を、地域の皆さんの力も借りながら、うまくマッチングさせていくというようなことなども活用方策の一つではないかと。逆に言えば、そういったことも検討に値するのではないかと。そういう考え方を持っておりますけれども、そのことに対して、町長の見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） お年寄りと子供さんが親しくいろいろなことでより身近になるというのは、極めて重要なことだと思います。

先ほどの議員の質問にありましたように、核家族だとか、そういった面で、家族の中でなかなかうまくいかないという部分も含めて、そういった交流と申しますか、そういったことができる施設というのは非常にいいのではないかと申しております。

それで、自治会の要望は、実は今、仲町にある、昔、中央保育所だった施設を使っている自治会があるのですけれども、子供仕様なものですから、トイレも手洗いも低いところにあって、大人としては非常に使い勝手がどうかということがあって、それで、ぜひここを使わせていただきたいとい

うようなこともあって、議員おっしゃるように、子供さんと老人がより身近な関係を保てるということであれば、そうしたことも考慮をしていかなければいけないだろうと、そのように思っていますし、そういうことで効果が上がるのであれば、それこそ一石二鳥、一石三鳥になるのではないかと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） あそこの建物の立地が、美幌小学校のすぐそばというようなことで、一つの検討事業の中でも学童保育所とか、学童も御存じのように、6年生まで拡大するということですが、なかなか現在の校舎の中では、全て一挙に6年生まで——6年生まで拡大したとしても、利用する児童がどの程度いるのかということは、私は承知しておりませんが、そんなに多くはないと思いますけれども、いずれにしても、そういう立地上、小学校に近いとか、そういった部分等もあるので、私は本当にここは、先ほどいろいろ検討に挙げられている各種の事業について、それらの事業を展開すれば、子育て支援が拡大していく、拡充できるということで、大いに期待しております。

そういった意味では、今町長のお話にあったように、残念ながら地域の方が使うとすれば、子供仕様の施設であるということから、多少の改造とか、使い勝手、そういったものの一定のハード面の整備とかがあるかと思いますが、地域のお年寄りの方、時間のある方の力も借りて、子供たちが健やかに、この中で生活できるような意味で言えば、ぜひ先ほど言った幼老連携といいますか、そういったようなことなども念頭に入れていただきながら、多面的な研究をしていただき、そういう方向性を出していただきたいと思っております。

これも、来年に向けてというようなことになるのかはわかりませんが、いつ

ごろをめどに結論を町として出されるのか、その辺の時期的なめどについて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今の、新しい利活用の時期についてでございますが、中央保育所は、実は平成21年に地域活性化の経済危機対策臨時交付金を受けまして、屋根の塗装を実施しています。現在、関係団体への施設の転用の許可を含めまして、協議中でございますので、そういう部分ははっきりした段階で進めたいと考えておりますが、方向性が見えれば、新年度予算に今お話ししました改造費等を含めて、計上できるような形で進めたいと考えておりますけれども、その辺の協議の時間がどの程度要するかは、まだはっきりしませんので、今のところ、できるだけ早く進めたいというように考えているところでございますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今言う、施設転用を協議中ということですので、できれば新年度予算に向けてということですから、可能な限り、有効施設ですので、余り休む期間をあけたりしないようにしながら、先ほどの事業計画の中にあります、親の方から寄せられたいろいろな意見にも、ぜひもう一度、目を向けていただきながら、取り入れられるものは前向きに検討していただき、この中央保育所を美幌町の子育て支援の充実のために有効に活用されることを期待して、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日

程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時55分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員